

**札幌国際交流館
管理業務等仕様書**

目次

第 1 札幌国際交流館について	1
1 札幌国際交流館の位置づけと設置目的、目指す成果	1
2 札幌国際交流館の施設の特性、課題、基本的方向性	1
3 札幌国際交流館の機能	1
第 2 施設の管理業務等に関する基本的方針	2
第 3 管理物件及び管理の基準	2
1 管理物件	2
2 管理の基準	2
(1) 開館時間及び休館日	2
(2) 札幌国際交流館の使用の承認について	2
(3) 利用の制限に関する事項	2
(4) 札幌市個人情報保護条例の適用について	3
(5) 札幌市情報公開条例の適用について	3
(6) 札幌市行政手続条例の適用について	3
(7) 札幌市オンブズマン条例の適用について	3
(8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例の適用について	3
(9) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の適用について	4
(10) その他	4
第 4 業務の内容と要求水準	4
1 統括管理業務	4
(1) 管理運営業務の基本方針	4
(2) 平等利用の確保	5
(3) 地球温暖化対策及び環境配慮の推進	5
(4) 管理運営組織の確立	5
(5) 管理水準の維持向上に向けた取組	7
(6) 第三者に対する委託業務等の管理	7
(7) 札幌市及び関係機関との連絡調整等	8
(8) 財務	9
(9) 苦情対応	9
(10) 記録・モニタリング・報告・評価	10
2 施設・設備等の維持管理に関する業務	13
(1) 総括的事項	13
(2) 施設、設備等の維持に関する管理	14
(3) 防災業務	17
3 事業の計画及び実施に関する業務	17
(1) スポーツ・文化活動等を通じた国際交流に関する事業の実施	17
(2) スポーツ・文化活動等を通じた国際交流に関する情報の収集及び提供に関する業務	18

(3) スポーツ・文化活動等を通じた国際交流に関する市民の自主的な活動及び交流の支援に関する業務	18
(4) その他札幌国際交流館の設置目的を達成するために必要な業務.....	19
4 施設の利用等に関する業務.....	19
(1) 受付業務.....	19
(2) 使用承認等に関する業務.....	19
(3) 利用の促進、利用率の向上に関する取組.....	20
5 管理業務に付随する業務.....	20
(1) 広報業務.....	20
(2) 引継ぎ業務.....	21
(3) その他札幌国際交流館の管理業務に付随する一切の業務.....	21
第5 その他.....	21
1 自主事業の実施について.....	21
(1) 一般的事項.....	21
(2) 承認要件.....	21
(3) 自主事業に関する経理.....	21
(4) 承認の取消について.....	22
(5) 目的外使用許可について.....	22
2 改修工事・大規模修繕について.....	22
3 映画等の撮影の申し出を受けた場合について.....	22
別表 1	23
管理物件.....	23
別表 2	24
札幌国際交流館 備品管理.....	24
別表 3	25
目的外使用の使用料等.....	25
別紙 1	26
札幌国際交流館管理運営業務 業務毎の届出・記録・報告事項一覧.....	26
別紙 2	31
業務検査（定例検査）の検査項目.....	31
業務検査（随時検査）の検査項目.....	52
財務検査の検査項目.....	54
別紙 3	59
1 日常清掃の要求水準.....	59
2 計画清掃の要求水準.....	60
3 廃棄物収集処理の要求水準.....	60
別紙 4	62

警備業務の標準	62
別紙 5	63
保守点検業務の標準	63
別紙 6	65
施設・設備等の維持に関する管理	65
スポーツ棟運營業務仕様書	66
リフレサッポロ温水プール水ろ過装置保守点検業務仕様書	70
リフレサッポロ温水プール水水質検査業務仕様書	74
リフレサッポロ自動ドア保守点検業務仕様書	76
ライラックホール音響・舞台・照明等設備保守点検業務仕様書	78

第1 札幌国際交流館について

1 札幌国際交流館の位置づけと設置目的、目指す成果

札幌市では平成25年度から10年間のまちづくりの基本的な指針として『札幌市まちづくり戦略ビジョン』を策定している。その中では「共生と交流により人と人がつながるまち」を基本目標の一つとして掲げており、地域における多文化共生の意識が醸成され、様々な国籍や民族の人々が、国や文化の違いにかかわらず、お互いを認め合い、地域の一員として生活し、また子どもを始めとした住民が集える居場所や交流の場が身近にあり、そこで生まれたつながりを通じて地域コミュニティが活性化している姿を将来のまちのビジョンとして描いている。

こうしたビジョンを現実のものとするため、「市民と外国人がスポーツ、文化活動等を通じて相互理解及び親善を深めることにより国際交流を推進し、もって札幌市の国際化に資する」ことを設置目的としている札幌国際交流館の管理運営を通じて、以下の成果を上げることを目指している。

- (1) 市民と外国人の交流の場を提供する。
- (2) スポーツ、文化活動等による国際交流を推進する。

2 札幌国際交流館の施設の特性、課題、基本的方向性

札幌国際交流館は、現状では下記(1)(2)のとおりのものである。

このため、指定期間における札幌国際交流館の管理運営は、主に下記(3)に記載する項目などを踏まえて行うものとする。

(1) 札幌国際交流館の施設の特性

- ア 小規模なスポーツトレーニング機能を備えていること
- イ 隣接地にあるJICA北海道センターと施設が連結されていること
- ウ 札幌市の事務室等（自治研修センター、教育支援センター及び総務局職員部書庫等）、公益社団法人札幌シルバー人材センター本部及び東支部（以下「シルバー人材センター」という。）及び札幌市職員共済組合健康管理センター（以下「健康管理センター」という。）との合築施設であること

※札幌国際交流館と上記の札幌市の事務室等を合わせた合築施設は「リフレサッポロ」と呼ばれている。以下、公の施設としての範囲を示す場合は「札幌国際交流館」、札幌国際交流館を含めた合築施設全体を示す場合は「リフレサッポロ」という。

(2) 札幌国際交流館の課題

- ア 国際交流の推進及び札幌市の国際化という札幌国際交流館の設置目的の達成に向け、スポーツ・文化活動等を通じた国際交流事業をより一層充実させることにより、国際交流施設としての機能の強化・拡充を図る必要がある。
- イ 利用者数について、新型コロナウイルス感染症や令和4年度の改修工事に係る休館によって減少していることから、利用者数を増加させる取り組みが必要である。

(3) 札幌国際交流館の管理運営の基本的方向性

- ア 関係機関やJICA北海道センターなどの国際交流関係団体と連携しながら、市民と外国人の交流事業を実施する。
- イ PR活動や自主事業の充実により、利用者数の増加を図る。

3 札幌国際交流館の機能

札幌国際交流館は、設置目的の達成に向け、以下の機能を有している。

- (1) ライラックホール
各種講演会・集会、研修、カルチャー教室、ダンス、講演会など幅広く利用できる。
- (2) 体育室・プール・トレーニングコーナー・ランニングコース
市民と外国人が、スポーツや文化交流を通じて気軽に触れ合い、国際交流を深める機会を提供する。

第2 施設の管理業務等に関する基本的方針

札幌国際交流館の管理運営に当たっては、次の基本方針に沿って行うこと。

- 1 札幌市の公の施設であることを常に念頭におき、市民の福祉の増進に努め、市民の公平な利用に供するよう管理運営を行うこと。
- 2 第1に挙げた施設の設置目的である、市民と外国人がスポーツ、文化活動を通じて相互理解及び親善を深めることにより国際交流を推進し、もって札幌市の国際化に資するよう適切な管理運営を行うこと。
- 3 札幌市の国際化施策との整合性を図りながら施設の管理運営を行うこと。
- 4 サービス水準の維持向上に努め、安定的かつ継続的なサービスの提供がなされるよう管理運営を行うこと。
- 5 利用者や地域住民の声を常に把握し、施設の管理運営に反映させること。
- 6 最少の経費で最大の効果を挙げるよう管理運営の効率化に努めること。

第3 管理物件及び管理の基準

1 管理物件

別表1のとおり

2 管理の基準

(1) 開館時間及び休館日

開館時間	午前10時（ホールにあっては午前9時）から午後9時まで
休館日	12月29日から翌年1月3日まで 毎月第3月曜日（祝日と重なる場合は翌営業日）

※特に必要があると認めるときは、変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。この場合、札幌市に事前に連絡すること。

(2) 札幌国際交流館の使用の承認について

施設の使用の承認は、札幌国際交流館条例（平成8年条例第40号。以下「条例」という）、札幌国際交流館条例施行規則（平成8年規則第40号。以下「規則」という）及び札幌国際交流館運営要綱に定めるところにより行うこと。

(3) 利用の制限に関する事項

ア 条例第8条各号に定める場合には、利用を拒むことができる。

イ 条例第9条各号に定める場合には、使用承認の条件を変更し、使用の停止を命じ、又は使用の承認を取り消すことができる。

ウ 条例第10条各号に定める場合には、札幌国際交流館に入館しようとする者の入館を禁じ、又は入館している者に札幌国際交流館の使用の停止若しくは札幌国際交流館からの

退館を命じることができる。

(4) 札幌市個人情報保護条例の適用について

指定管理者には、札幌市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 35 号）第 46 条の規定により、施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関しては、札幌市と同等の責務（収集の制限、利用及び提供の制限、電子計算機処理の制限、電子計算機結合の制限等）が課せられるほか、後日、札幌市と締結する協定において、札幌市から利用者に関する個人情報の開示の要求等があった場合には、これに応じること。

(5) 札幌市情報公開条例の適用について

指定管理者には、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）第 22 条の 2 の規定により、情報公開の努力義務が課せられるほか、札幌市から管理業務等に関する文書等の提出の要求があった場合には、これに応じること。

なお、情報公開に係る事務処理については、札幌市指定管理者情報公開要綱（平成 15 年 12 月 15 日助役決裁）及び札幌市出資団体等情報公開要綱（平成 12 年 3 月 30 日市長決裁）に定めるところにより行うこと。

(6) 札幌市行政手続条例の適用について

ア 指定管理者は札幌市行政手続条例（平成 7 年条例第 1 号）第 2 条第 4 号の「行政庁」に該当するため、使用承認等の行政処分は、同条例の定めに従って行うこと。

イ 使用承認等の審査基準及び標準処理期間を定める場合は、札幌市の基準等に準じた内容とし、札幌市に届け出ること。

ウ 使用承認の取消し等の不利益処分を行う場合において意見陳述のための手続を行うときは、札幌市に対して事前に通知し、手続終了後に経過及び結果について報告すること。

エ 聴聞の手続に関する必要な事項について、札幌市聴聞等に関する規則（平成 6 年規則第 51 号）に準じた内容の聴聞規則等を定め、札幌市に届け出ること。

(7) 札幌市オンブズマン条例の適用について

指定管理者は札幌市オンブズマン条例（平成 12 年条例第 53 号）第 20 条の規定により、オンブズマンが、苦情等の調査のため必要があると認めたときに実施する質問、事情聴取、又は実地の調査について協力するよう努めること。

(8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例の適用について

指定管理者は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「暴排条例」という）第 6 条の「事業者」、第 7 条第 2 項の「公共事業等に係る契約の相手方」にあたることから、条例の基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力すること。具体的な取組については、以下の通り。

ア 施設が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団。以下同じ）の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとする。なお、施設利用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）や暴力団関係事業者（暴排条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者。以下同じ）などであるかどうか確認が必要な場合は、「暴力団の排除にかかる照会事務マニュアル」

に従って必要な対応を行うこととし、その際は、原則、札幌市に相談し、その指示に従うこと。

イ 協定に関連する契約（第三者への委託、物品調達等）について暴力団員や暴力団関係事業者を相手方としないこととする。また、既に締結している契約の相手方が暴力団員又は暴力団関係事業者であると判明した場合、直ちに札幌市に報告し、その指示に従うこと。既に締結した契約の相手方又はこれから契約を締結しようとする相手方が暴力団員又は暴力団関係事業者であるかどうか確認が必要な場合は、「暴力団の排除にかかる照会事務マニュアル」に従って対応することとし、その場合は、原則、札幌市に相談し、その指示に従うこと。

(9) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の適用について

指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という）における「民間事業者」の区分に該当し、「障がい者への合理的配慮」について努力義務を課されているが、指定管理者は公の施設の管理を通じて市民サービスに直結した業務を担っていることを踏まえ、法的義務を課されている国・地方公共団体等行政機関である札幌市に準じた対応を行うこと。具体的な取組については、「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針」（対応方針）及び「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領」（接遇要領）を参照すること。

(10) その他

ア 管理業務等を行うに当たり、第三者への委託、物品の調達等を行う場合は、札幌市内の企業等の積極的な活用に努めること。

イ 管理業務等を行うに当たり、職員の雇用、第三者への委託、物品の調達等を行う場合は、障がい者の積極的な雇用など福祉施策への取組に努めること。

ウ 第三者への委託、物品の調達に係る支払は「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第 6 条に準拠するよう努めること。

第4 業務の内容と要求水準

札幌国際交流館の業務内容と業務毎の要求水準は、以下のとおりとする。

なお、以下に記載する項目のうち、業務の計画を作成することとしているものについては、札幌市との協議のうえ、その内容を決定する。

1 統括管理業務

サービス水準の向上及び経費の節減に向けた適切な管理運営を確保するため、各業務の全体を統括する。

管理運営業務の基本方針、事業目標、平等利用を確保するための方針及び取組項目、管理運営のための組織、職員配置計画、職員採用計画、職員の勤務形態、勤務条件、人材育成・研修計画、労働関係法令に関する規定及び届出の内容、雇用環境の維持向上に向けた取組、情報共有、業務の見直し、改善に関する取組の具体的内容、第三者に対する委託の適正を確保するための方策、運営協議会に関する事項、資金管理に関する基本的な考え方と現金等取扱規定、現金等の取扱に関し事故、不祥事を未然に防ぐ仕組み、苦情対応の仕組み、セルフモニタリングの方法及び仕組み、等の具体的内容は以下のとおりとする。

(1) 管理運営業務の基本方針

札幌国際交流館の管理運営に関して、指定管理者としての基本方針を策定する。

◇要求水準

ア 札幌国際交流館の管理運営に関して、第1で挙げた施設の設置目的及び基本的方向性、機能を実現するとともに、市民サービスの向上、経費の縮減を図る上での基本方針を明確化すること。

イ 基本方針の策定に当たっては、施設運営の透明性を確保するよう特に留意すること。

(2) 平等利用の確保

札幌国際交流館における平等利用を確保するための方針及び取組項目を明確化し、各取組を実施する。

◇要求水準

上記方針及び取組項目として明確化する内容には次の内容を含むこと。

- ・ 平等利用を確保する上での指定管理者としての基本的な方針
- ・ 上記方針を具体化する上での統括責任者の役割、職員の心構え
- ・ 札幌国際交流館において不当な差別的取扱いに該当するおそれのある行為等
- ・ これらの行為等を発生させないように組織として対応する取組項目
- ・ その他、平等利用確保に際しての留意事項等

※平等利用の基本的な考え方については、地方自治法第244条第3項、事務処理要綱第5-3-(1)、及び第1に記載した札幌国際交流館の設置目的、位置づけを参照すること。

(3) 地球温暖化対策及び環境配慮の推進

管理業務等を行うに当たっては、札幌市環境マネジメントシステムを通じて、地球温暖化対策及び環境配慮の推進に努めること。

◇要求水準

ア エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)を遵守し、札幌国際交流館におけるエネルギー使用を適切に管理し、その合理化を進めること。

イ 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。

ウ ごみ減量及びリサイクルに努めること。

エ 清掃に使用する洗剤等は、環境に配慮したものを使用し、極力節約に努めること。

オ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転に心がけること。

カ 管理業務等に係る物品及び役務の調達に当たっては、札幌市グリーン購入ガイドラインに従うこと。

キ 業務に係る従業員に対し、環境マネジメントに関する研修を行うこと。

ク 業務に係る環境法令を確実に遵守できる体制を確立すること。

ケ 省エネルギーに係る業務計画として、管理業務の開始後速やかに次の資料を作成し、札幌市に提出するほか、毎年度、別紙1に示す報告書類を提出すること。

・「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成21年3月31日経済産業省告示第66号)」に規定する各管理標準

コ 施設の電力については、特別な事情がない限り、札幌市電力の調達に係る環境配慮要綱で定める「環境配慮評価基準」を満たす小売電気事業者より、調達すること。

また、可能な限り再生可能エネルギー電気の調達に努めること。

(4) 管理運営組織の確立

ア 責任者の配置、組織の整備

札幌国際交流館の管理運営業務に関して統括的に責任を負う者（以下「統括責任者」という）を1名配置するとともに、その職務代理者を定める。また、札幌国際交流館の管理運営業務を適切に行い得る組織を整備・維持し、その内容を一覧できる組織図を作成する。

◇要求水準

- (ア) 統括責任者は、自ら定めた管理運営の基本方針の具体化を始めとして、札幌市と指定管理者との協議、必要な報告、その他本仕様書に示す業務の全体（以下「本業務」という）を統括するとともに、本業務に関する札幌市その他との対外的な協議等について、責任を持って一元的に対応すること。
- (イ) 職務代理者は、統括責任者がその職務を担えなくなった際に、統括責任者を代理すること。
- (ウ) 組織の整備に当たっては、本仕様書に示す各業務の分担、指揮命令系統、緊急時の連絡系統、その他必要な内容を規定すること。

イ 従事者の確保、配置

札幌国際交流館の管理運営業務を適切に行うために必要な従事者（以下「職員」という）を確保する。また、職員の配置計画を作成し、各職員に業務を割り当て、アで整備した各組織に配置する。

職員の賃金については、業務計画書(募集要項 様式 4-4)に記載した最低時給額を下回らないこと。

◇要求水準

- (ア) 管理運営の開始日以降指定期間の満了日に至るまで、本業務に必要な職員を、職員の休暇等の場合も含め業務に支障が生じないように確保し、当該職員が担当する業務内容を明確にした上で、適切な担当部署に配置すること。また、外国人が利用することも踏まえて、職員の配置をすること。

(イ) 職員の配置

供用時間においては、次の人員を常時配置すること。

- ・総合案内窓口：1名
- ・スポーツ棟窓口：1名
- ・プール監視員：2名

(ウ) 非正規職員から正規職員への転換に向けた取組

非正規職員から正規職員への転換に向けた取組として、業務計画書（募集要項様式3）に記載した内容を実施すること

ウ 人材の育成

業務に支障が及ばないよう万全を期するため、職員に対して、業務上必要とされる研修、指導教育（以下「研修等」という）を実施する。

研修等は、各年度の実施計画(以下「研修計画」という)に基づき実施する。なお、研修は、指定管理者が自ら行うもの他、公的機関その他の組織が行う研修等に従事者を派遣して行うことも可能とする。

◇要求水準

- (ア) 研修等を通じて、職員が割り当てられた業務を完全に理解し、その実施に支障が生じない状況を確認すること。なお、理解すべき内容としては、少なくとも次の内容を含むものであること。

- ・各職員が行うべき業務の内容及び責任、利用者への接遇、業務上遵守すべき関係法令・条例・規則等の規定内容、防火・防災対策、環境への配慮、その他業務に必要な知識や技術、心構え等

(イ) 研修計画には、次の内容を含むこと。

- ・研修等の実施方針
- ・研修等の実施項目、各項目の概要、実施スケジュール

エ 労働関係法令の遵守、雇用環境の維持向上

札幌国際交流館における市民サービスの水準を維持向上させるとともに、雇用の確保を図るため、職員の雇用に関する関係法令を遵守し、必要な規定の作成や届出等を行うとともに、雇用環境の維持向上に努める。

◇要求水準

- (ア) 職員の雇用に関しては労働基準法、労働安全衛生法、労働契約法、その他札幌国際交流館の管理運営にあたり関連する労働関係法令を遵守し、就業規則その他の必要な規定等を整備するとともに、必要な届出を監督官庁に行うこと。
- (イ) 職員に対する給与、賃金等の支払を適切に行うこと。
- (ウ) 職員個々が市民サービスの向上、管理経費の縮減に意欲を持って取り組めるよう、安全衛生やコミュニケーション、ワーク・ライフ・バランスの推進を含め、十分な労働環境を整えること。

(5) 管理水準の維持向上に向けた取組

札幌国際交流館利用者のニーズに柔軟に対応するとともに、安全性、効率性、その他札幌国際交流館の管理水準を維持向上させていくため、組織内では常に情報を共有するとともに、各業務について見直しを行い、改善を図る。

◇要求水準

- (ア) 情報の共有方法を明確化し、必要な情報を職員が十分に把握していること。
- (イ) 業務の見直しを行う方法を明確化し、定期的に見直しを行うこと。特に、事故防止については、見直し、改善を含め、日常的に組織的取組を行うこと。

(6) 第三者に対する委託業務等の管理

ア 第三者に対する委託業務等における適正の確保

募集要項5-(10)ウに定める第三者に対する委託の実施にあたり、適正を確保する。

◇要求水準

- (ア) 第三者に対する委託を行う場合には、相手方となる事業者(以下「受託者」という)が、委託した業務の履行にあたり札幌国際交流館の管理運営における市民サービスの向上について配慮するとともに、利用者の安全を十分に確保するよう仕様等を作成すること。
- (イ) 第三者に対する委託は指定管理者の責任において行うものであることについて、受託者の十分な理解を確保すること。

イ 第三者に対する委託の相手方となる事業者への適切な監督、履行確認

受託者に対しては、指揮監督を徹底するとともに、必要な履行確認を行う。

◇要求水準

- (ア) 受託者との契約にあたり、受託者に対して必要な指揮監督を行う部署及びその責任

者、受託者側の責任者を明確にし、指揮命令系統及び連絡系統を確立すること。

(イ) 委託した業務が当該契約に基づき適切に行われるよう、必要な指導、指示、検査及び確認を行うこと。

(ウ) 受託者に対し、委託した業務に関連する労働関係法令を遵守するよう、適切な監督、指導を行うこと。

(エ) 受託者に対して、札幌国際交流館の業務を行うために必要な従事者の法令遵守状況及び労働環境（賃金、労働時間、各種保険の加入状況、健康診断の実施状況等）に関わる情報提供を求めること。ただし、個人情報保護の観点等から情報の収集が困難な場合は、その状況、経緯等について札幌市に報告を行い必要な指示を仰ぐこと。

ウ 協定に関連する契約の相手方からの暴力団員又は暴力団関係事業者の排除

暴力団員又は暴力団関係事業者を協定に関連する契約の相手方としないために、必要な対応を行う。

◇要求水準

(ア) 第3-2-(8)-イに定める対応を行うこと。

(7) 札幌市及び関係機関との連絡調整等

ア 札幌市等との連絡調整

札幌市、指定管理者で構成する札幌国際交流館運営協議会（以下「協議会」という）を設置する。協議会においては、管理業務等の状況の報告、管理運営水準の維持向上に向けた協議を行う。

◇要求水準

(ア) 協議会は指定管理者の主催により指定期間中、年2回程度開催すること。

(イ) 協議会の運営は指定管理者が行うこと。また、協議会では以下の項目について協議等を行うこと。

- ・本業務の報告と札幌国際交流館の管理運営上の問題点や改善に関する事項
- ・施設の管理運営に係る各種規程、要綱、マニュアル等を新たに作成する場合の概略
- ・本仕様書において協議会での協議を必要とする旨が記載されている項目
- ・その他、札幌国際交流館の市民サービスや管理水準の維持向上に向けた取組

(ウ) 協議会の内容は記録するとともにその要旨を札幌市に確認すること。また、必要に応じてその要旨を施設内に掲示すること。

イ 関係機関との連絡調整

本業務の遂行に当たり、利用者団体、地元自治会、その他関連する団体、組織、機関等との良好な関係を維持するとともに、必要に応じ連絡調整を行う。

◇要求水準

(ア) 指定期間開始後4週間以内に、本業務の円滑な遂行に関して必要となる関係機関等の一覧表を作成し、当該内容について札幌市に確認すること。

(イ) 確認後、必要な関係機関等との関係の構築を速やかに行うとともに、連絡調整を適宜行うこと。

ウ 合築施設の他管理者との連絡調整

札幌市の事務室等、シルバー人材センター及び健康管理センターとの合築施設である状況を踏まえ、施設の管理業務の遂行に当たっては、連絡を密に図ること。

エ 指定管理者の表示

指定管理者が行政庁としての行為を行う場合には、指定管理者であることを明らかにする。

◇要求水準

本業務を行うに当たり、使用承認、承認取消その他の行政庁として行う行為(本来、行政庁でなければ行うことができない行為)を行う場合において、団体名を表示する必要があるときには、「札幌国際交流館指定管理者 ○○○○」と表示すること。

(8) 財務

ア 資金管理

札幌国際交流館の安定的かつ効率的な管理運営を確保するため、本業務に関する資金(協定書に定める管理費用、利用料金、その他の収入。以下「管理費用等」という)及び本業務とは別に指定管理者が札幌市の承認を得て施設において実施する事業等(以下「自主事業等」という)に関する資金を適切に管理する。

◇要求水準

- (ア) 本業務を行うに当たっては、指定管理者が行っている他の事業と経理を明確に区分し、年度ごとに収支その他経理に関する記録等を整備すること。
- (イ) 本業務に係る経費の収支については、独立した預金口座により管理すること。
- (ウ) 管理費用等の適切な管理を第三者による監査などの客観的な方法で点検・確認すること。
- (エ) 自主事業等の経費の管理については、第5-1-(3)に従うこと。

イ 現金等の適正な取扱

利用料金収入等の現金等が不適切に取り扱われることの無いよう、現金等の取扱に関する規定(以下「現金等取扱規定」という)を整備し、運用する。

◇要求水準

- (ア) 現金等取扱規定には、以下の項目に関する規定を含むこと。なお、複数の規定類により各項目について規定していても差し支えない。
 - ・現金の取扱に関する管理体制
 - ・現金の取扱事務の運用手続
 - ・現金の保管方法
 - ・銀行口座の管理方法
 - ・金券類の管理等の適切な取扱
 - ・以上の現金等の取扱に付随する帳票、経理書類の様式
- (イ) 現金等取扱規定においては、現金等の取扱に関し事故、不祥事を未然に防ぐ仕組みを構築し、運用すること。
- (ウ) 現金等の取扱に関して、事故、不祥事が発生した場合には、当該事実を確認した日時、事実の概要を記録するとともに、当該事実等について即時に札幌市に報告すること。

(9) 苦情対応

施設の管理に関する利用者その他の市民からの要望、苦情等(以下「苦情等」という)に迅速かつ適切に対応し、その結果を札幌市に報告する。

◇要求水準

- (ア) 苦情等への対応手続を文書により整備すること。また、職員が、当該手続の内

容を十分に理解していること。

(イ) 苦情等を受け付ける担当部署を明確化し、利用者、その他必要な者に対して十分に周知していること。なお、利用者等からの申し出があった場合には、当該担当部署とは異なる部署においても苦情等は受け付けること。

(ウ) 苦情等を受け付けた場合は、その内容に応じて必要な対応を行うこと。

a 指定管理者のみで対応が可能なものについては、適切な対応を行った上で、札幌市に報告すること。

b 指定管理者のみでは対応が難しいもの、札幌市の判断を要するものについては、速やかに札幌市に相談し、その指示に従うこと。

(エ) 市政に関し、指定管理者の業務には全く関わりの無い苦情等があった場合には、速やかに札幌市に報告すること。

(オ) なお、札幌市は、札幌市になされた苦情等の対応上必要と認めるときは、指定管理者に対し報告を求め、現地を調査し、又は必要な指示を行う。

(10) 記録・モニタリング・報告・評価

ア 記録

指定管理者は、本業務の実施に関する記録・帳簿等を整備、保管し、指定期間の満了時や指定の取消時には、札幌市又は次期指定管理者に速やかに引き継ぐ。

◇要求水準

以下の帳簿等を常に整備し、これらを5年間保管すること。ただし、5年が経過する前に、指定期間が満了し、又は指定が取消された場合は、札幌市の指示に従い、札幌市又は次期指定管理者に速やかに引き継ぐこと。

- ・ 事業日誌
- ・ 管理業務に関する諸規定
- ・ 文書管理簿
- ・ 各年度の事業計画書及び事業報告書
- ・ 収支予算及び収支決算に関する書類
- ・ 金銭の出納に関する帳簿
- ・ 物品の受払に関する帳簿(別表2に記載する備品及びその他の備品で指定管理者が調達したのものについてそれぞれ明示し、その受払について記載したもの)
- ・ 以上のほか、別紙1に示す本仕様書に規定する業務に関する記録書類、及び札幌市が必要と認める書類

イ セルフモニタリング

指定管理者は、札幌国際交流館の管理運営業務の実施状況及び利用者や地域住民の声について、自ら監視・測定(以下「セルフモニタリング」という)を行う。

◇要求水準

(ア) 業務の全体に関して、以下の内容を含むセルフモニタリングを行うこと。

a 利用者満足度の測定等

- ・ 利用者アンケート調査を行い、施設利用者の施設利用に係る満足度等を測定するとともに、意見、要望等を把握する。
- ・ 調査は、公正な方法で行うこと。
- ・ 利用者アンケート調査には、札幌国際交流課の利用による総合的な満足度、第1で挙げた札幌国際交流館が目指す成果の実現や、課題の解決等の進捗、職員の接

遇等を把握できる調査項目を盛り込むこと。

- ・調査結果については、集計・整理後速やかに札幌市に文書及び電子データにより報告するとともに、札幌国際交流館の利用者にも掲示により周知すること。
- ・調査に当たっては、個人情報保護条例の遵守を徹底すること。
- ・総合満足度及び職員の接遇についての満足度に関する利用者アンケートについては、以下の通り実施すること。

＜調査対象＞

施設利用者

＜調査標本数＞

200人以上から回答が得られるよう努めること。

＜調査頻度＞

年に1回以上実施すること。

＜質問及び選択肢＞

- ・総合満足度に関するアンケート

質問：当施設の総合的な満足度は次のどれに当てはまりますか。

- 回答選択肢
- ア とても満足
 - イ まあ満足
 - ウ 普通
 - エ 少し不満
 - オ 不満

- ・職員の接遇についての満足度に関するアンケート

質問：当施設の職員の接遇に関してどのように感じましたか。

- 回答選択肢
- ア 大変良かった
 - イ まあよかった
 - ウ 普通
 - エ あまりよくなかった
 - オ 悪かった

b 苦情等の整理、分析

- ・施設利用者、地域住民、その他からの苦情や要望は、その内容に従い分類し、件数及び内容の傾向等を分析する。
- ・当該分析結果は随時、札幌市及び協議会において報告した上で、施設内に掲示すること。また、随時作成した分析結果を活用して、別途、年度単位の分析を行うこと。

c 各業務のセルフモニタリング

- ・別紙1に記載した各業務の記録の作成等を行うこと。なお、業務の実施方法等と合わせて記録・測定等の方法を集約するなど、合理化を図ることもできる。ただし、この場合にも、別紙1に記載した内容は含むこと。

d 業務・財務検査項目の自己チェック

- ・半年に1回程度9月頃と3月頃（※札幌市と指定管理者が協議をして決定する）に、札幌市が示すチェックリスト（現行のリストは別紙2参照）を用いて、業務や財務に関する自己チェックを実施し、その結果を記録し、また、改善が必要な項目がある場合、その改善提案を含め札幌市に報告すること。なお、改善提案を行った

項目については、札幌市への報告後1か月以内に再度確認し、札幌市に報告すること。

e その他

・a、b、c、dに挙げたほか、各業務の要求水準に記載した項目について自ら実施手法を提案し、札幌市の承認を得た上でセルフモニタリングを行うこと。

(i) 利用者アンケート調査結果については、以下の項目毎の水準を目標とする。

- ・総合満足度：85%
- ・接遇に関する満足度：85%

ウ 事業等の報告

指定管理者は、以下の報告書類を協定で定めるところにより提出するほか、別紙1に示す報告書類、その他札幌市が要求する報告書類について、適宜提出する。

◇要求水準

(ア) 毎年度終了後に提出する報告書類

- ・当該年度の管理業務等の実施状況報告書(札幌国際交流館の利用状況、使用の承認等の状況、利用料金の収入状況、環境への配慮に係る取組状況等)
- ・当該年度の管理に係る収支決算書
- ・当該年度(又は当該事業年度中に終了する事業年度)の団体の経営状況を説明する書類〔収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類、貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類〕
- ・交流事業関係報告書

(イ) 毎月終了後に提出する報告書類

- ・当該月の管理業務等の実施状況報告書(札幌国際交流館の利用状況、使用の承認等の状況、利用料金の収入状況等)

(ウ) その他

- ・指定期間初年度においては、6月末までに、(ア)に挙げた団体の経営状況を説明する書類(指定期間初年度の前事業年度分)を提出すること。

エ 札幌市の検査・確認・要請に対する対応等

指定管理者は、施設の管理運営の一切に関する札幌市の検査・確認・要請等に誠実に対応する。

なお、検査・確認等の結果、指定管理者の業務が協定書に定める管理運営業務の基準を満たしていないと判断した場合は、札幌市は、指定管理者が必要な改善措置を講ずるよう指示等を行うことがあるので留意すること。

◇要求水準

(ア) アに挙げた帳簿等、その他管理運営及び経理状況に関する帳簿類は常に整理し、札幌市からこれらに関する報告や現地調査を求められた場合には、速やかに指示に従い、誠実に対応すること。

(イ) 札幌市は、ウに挙げた報告書類等の検査、定期的又は随時の現地調査(給与・賃金等の支払状況や口座残高の確認等の財務検査を含む)、その他管理の基準、管理業務等に関する仕様書等に基づき、指定管理者が業務を適切に実施しているかの検査、確認を行うので、指定管理者は、これらの検査等に協力すること。

オ 事業評価

指定管理者は、施設の利用状況、セルフモニタリングの結果等を踏まえ、札幌市

が定めるところにより、管理業務等の自己評価を行い、毎年度事業報告書の提出にあわせて札幌市に報告する。

◇要求水準

(ア) 評価は、統括責任者が中心となり、可能な限り利用者と直接接する職員の意見等も反映させることのできる方法により行うこと。

(イ) 札幌市は、指定管理者の自己評価をもとに、指定管理者の業務評価を行い、その結果に基づき必要な指示等を行うとともに、評価の結果を公表する。

札幌市が公表した評価結果については、施設内に掲示すること。

※なお、札幌市は、必要なサービス水準の確保、その他施設の管理運営に関し必要があると認めたときは、利用者ニーズを把握するための調査を行う場合がある。

2 施設・設備等の維持管理に関する業務

(1) 総括的事項

ア 利用者等の安全確保、市民サービスの向上への配慮等

各業務の実施に当たっては、利用者等の安全確保を第一に優先するとともに、市民サービスの向上について十分に配慮する。

また、法令の遵守を徹底するとともに、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理する。

◇要求水準

(ア) 各業務に関して、札幌国際交流館利用者、歩行者、近隣住民、職員、その他業務に関連する者の安全が十分確保されること。

(イ) 各業務を実施する際に、利用者の施設利用の支障にならないよう配慮するとともに、利用者に対し業務の実施について十分に案内すること。

(ウ) 必要な場合には、法令等に従い当該要件を満たす有資格者により作業が行われること。

(エ) 拾得物の取扱を適正に行うこと。

(オ) 災害、救急に係る対応を適切に行うこと。

イ 連絡体制の確保

各業務に関する連絡体制を確保する。

◇要求水準

(ア) 開館時間中については、各業務に関して必要な連絡先を利用者に対し十分に案内すること。また、各業務に応じて、利用者等、職員からの連絡が必要な場合には、常に最短の時間で連絡可能な状態が維持されていること。

(イ) 開館時間外について、利用者、地域住民等からの連絡等があった場合に、必要に応じて職員に連絡される体制が確保されていること

ウ 損害賠償保険等の加入

管理業務の実施に当たり、指定管理者の故意又は過失により札幌市又は第三者に損害を与えた場合は、指定管理者が賠償責任等を負うことになるため、指定管理者においては、次に掲げる内容を補償する損害賠償責任保険等に加入すること。

(ア) 対象 : 札幌国際交流館内における維持管理期間中の法律上の賠償責任

(イ) 対人補償 : 1億円(1人5,000万円以上)

(ウ) 対物補償 : 1事故300万円以上

(エ) 期間 : 指定管理者の指定期間

- (オ) その他 : 被保険者を指定管理者（指定管理者から委託を受けた者を含む）及び札幌市とし、交差責任担保特約を付ける。

(2) 施設、設備等の維持に関する管理

施設、設備等の維持管理業務の実施にあたっては、札幌国際交流館が公の施設であることに鑑み、関係法令の規定に基づき、施設、設備等の全般の機能を良好に維持管理し運用すること。

札幌国際交流館は、札幌市の事務室等、シルバー人材センター及び健康管理センターとの合築施設であり、それぞれの施設が共有する施設、設備等の維持管理業務（清掃、警備、保守等の委託業務、電気、上下水道、都市ガス）については指定管理者が実施するが、シルバー人材センター及び健康管理センターとの間に置いては、札幌市を交え費用負担に関する協議を行う必要がある。

なお、指定管理者が行う清掃業務、保守・点検業務等の詳細は別紙3～6のとおりとする。

ア スポーツ棟（温水プール及び体育室等）及びライラックホール運営業務

スポーツ等及びライラックホールの機能を良好に維持管理するために、必要な管理・運営業務を行うこと。業務の標準は別紙6のとおりとする。

イ 清掃業務

施設の快適な環境を保つため、日常清掃、計画清掃、廃棄物収集処理を行う。

日常清掃では、毎日、定期的に行う清掃（以下「定期清掃」という）、施設利用者等からの連絡、要求に基づき行う清掃（以下「対応清掃」という）を行う。

計画清掃では、日常清掃で行うことが困難な清掃を計画的に行う。

廃棄物収集処理では、施設運営に伴い排出されるゴミ、廃棄用紙、段ボール、資源物等を定期的に収集、処理する。

なお、廃棄物収集処理のうち委託契約については、リフレサッポロ全体に関し札幌市が契約する。当該委託契約のうち国際交流館の負担分は札幌市が負担する。

◇要求水準

別紙3のとおり

ウ 警備業務

施設の秩序を維持し、火災、盗難、破壊等のあらゆる事故の発生を警戒・防止することにより、財産の保全と人身の安全を図り、もって円滑な管理運営を行う。

このため、指定管理者は、警備計画を作成し、当該計画に従い以下の業務を行う。

- ・ 鍵の管理
- ・ 開館時及び閉館時の開場、施錠及びシャッターの開閉
- ・ 出入管理
- ・ 施設の秩序維持
- ・ 機械警備システム等の管理
- ・ その他下記要求水準を達成するために必要な業務

なお、業務の時間帯と時間帯毎の業務内容は以下のとおりとし、対象区域はリフレサッポロ及び敷地とする。

<警備業務の時間帯>

時間帯	区分
17時15分～翌日8時45分	常駐警備（※）
休館日（12月28日の17時15分～翌年1月4日の9時）	常駐警備（※）、 機械警備

※リフレサッポロの利用者が全て退館した後は、機械警備のみとすることができる。

◇要求水準

- (ア) 警備計画には、次の内容を含むこと。
 - ・警備員の配置及び配置毎の日常的な業務内容、スケジュール
 - ・緊急時の対応手順
- (イ) 警備業法、消防法、労働安全衛生法などの関係法令を遵守すること。
- (ウ) 札幌国際交流館利用者に不快感・威圧感を与えないこと。
- (エ) 個別業務の標準は別紙4のとおりとする。

エ 施設及び設備の保守点検業務

施設及び設備(以下「施設等」という)の全般の機能を良好に維持管理するとともに、施設等の劣化を早期に発見し、措置するため、日常点検、定期点検、その他必要な保守点検業務を実施する。

なお、「札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領」に基づく点検については、指定管理業務に含めることなく、札幌市(委託業者含む)にて実施する(日常の維持管理の中で点検できるものを除く)。

◇要求水準

- (ア) 施設等が所要の性能を発揮する状態を維持すること。
- (イ) 点検の結果設備の部品、消耗品等の交換が必要となる場合には、速やかに交換すること。
- (ウ) 施設等の劣化及び損傷を最小限に抑えるとともに、利用者等及び施設等の安全性を確保すること。
- (エ) 業務の対象となる施設等と業務の標準は別紙5のとおりとする。

オ 修繕

施設等の全般の機能を良好に維持管理するとともに、施設管理上のトラブルが原因で市民等の利用に支障が生じることのないよう、施設等全般について、破損、故障等が発生した場合又は短期間のうちに確実に破損、故障等が発生すると見込まれる場合(以下「破損、故障が発生した場合等」という)は、速やかに修繕を行う。

◇要求水準

- (ア) 利用者等から破損、故障等の発生について連絡を受けた場合においては、速やかに実際の状況を確認すること。
- (イ) (ア)の場合も含め、破損、故障が発生した場合等には、応急処置、修繕費用・期間、原因の調査など、必要な初期対応を行うこと。また、当該対応の結果について、遅滞なく札幌市に報告すること。
- (ウ) 修繕を行うにあたり第三者に対する委託に係る契約を締結する際には、札幌市契約規則及び札幌市物品・役務契約等事務取扱要領(平成20年3月28日財政局理事決裁)第91条に準じて、軽微なもの、緊急を要する場合などを除き原則として複数の団体から見積等を徴すること。また、修繕等を行うに当たっては、緊急に実施する必要のある場合を除き、事前に札幌市の承認を得ること。なお、緊急に実施した修繕については、実施後3日以内にその概要を札幌市に報告すること。
- (エ) 施設等の劣化及び損傷を最小限に抑えるとともに、利用者等及び施設等の安全性を確保すること。

カ 備品管理

札幌市が備え付ける備品(事務機器を含む)は別表2のとおりとする。これらの備

品は、市民等の利用に支障が生じることのないよう、常に保守点検、清掃等を行うとともに、不具合の生じた備品について、修繕を行う。

なお、備付けの備品(別表2)の購入及び廃棄は、札幌市において行うこととし、指定管理者が調達した備品(別表2)の廃棄については、事前に札幌市と協議すること。

◇要求水準

(ア) 備品は所要の性能を発揮する状態を維持すること。

(イ) 利用者等から備品に関する不具合の連絡を受けた場合、速やかに実際の状況を確認し、修理、説明、代用品の確保、原因の確認など、必要に応じた対応を行うこと。

(ウ) 別表2に記載する備品は指定期間が満了するまでに全件が対象となるよう計画を立て、その有無及び状態を点検すること。

キ 駐車場管理

リフレサッポロ駐車場利用車両の監視、誘導等を適切に行い、利用者の円滑な活動を確保する。

業務の時間帯は開館日の8時30分～21時15分とする。

◇要求水準

(ア) 駐車場利用者が安全、円滑に駐車できるよう必要な案内・誘導を行うこと。

(イ) 駐車場入口付近や駐車場内での交通渋滞の未然防止、渋滞が発生した場合の速やかな解消に努めること。

(ウ) 場内での事故等が発生した場合には、利用者の案内、避難誘導、救護、警察・消防などの関係機関への通報等、事故に応じた初期対応を行うこと。また、速やかに、札幌市に事故の状況、初期対応の結果、その他必要な事項を報告し、札幌市との協議の上必要な対応を取ること。

ク 外構緑地管理

敷地内の外構、緑地について、美観の保持、利用者の安全、防犯及び近隣への配慮という点から、点検、剪定、除草、病虫害防除、養生、冬囲い等適切な維持管理を行う。

◇要求水準

(ア) 以下の状態を維持すること。

- ・ 風、降雪等による倒木が発生しないこと。
- ・ 植栽により防犯上の問題となるような死角が敷地内に生じないこと。
- ・ 下草の草丈は概ね15cm以内に留めること。
- ・ 落ち葉は、近隣に飛散しないこと。
- ・ 敷地内の側溝、排水枡等が落ち葉、ゴミ等で詰まらないこと。
- ・ 薬剤を用いる場合には、人体、生態系及び施設・設備機器類に影響の無い方法によること。
- ・ 作業に伴う路面、縁石、樹木等の損傷が無いこと。

ケ 敷地管理

敷地内において不法な占拠及び使用(境界侵入を含む。)が行われないう境界標の確認等を行い、良好な状態で管理する。また、年1回、現地確認を行い札幌市に報告すること。

コ 除排雪

利用者の利便性確保のため、敷地内通路や駐車場などの適切な除排雪を行う。

◇要求水準

(ア) 利用者の安全確保のため、適切な除排雪を行うこと。

(イ) 敷地内に一時的に雪を堆積させる場合は、雪解け水や風冷害など周辺住民への影響に配慮すること

(3) 防災業務

地震、火災、風水害等の災害(以下「災害等」という)及び事故による傷病等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、防災計画を定めるとともに、日ごろから訓練を行い、利用者、職員等の安全確保を図る。

◇要求水準

(ア) 災害等の緊急事態が発生した場合には、防災計画に基づき、被害が最小になるように迅速かつ最善の対応を取るとともに、発生状況、その他必要な事項について、直ちに札幌市に報告すること。

(イ) 防災計画には、以下の内容を含むこと。

- ・ 防災業務の実施方針
- ・ 災害等が発生した場合の統括対応部署とその役割。その他の部署の役割分担と連絡系統
- ・ 災害等による被害を最小限に抑えるための防災訓練の内容及びその他の日常からの対策
- ・ 札幌国際交流館における事故による傷病等の想定項目
- ・ 事故による傷病等を未然に防ぐための方策
- ・ 万一事故、災害等が発生した場合の対応方法(医療機関その他関係機関との連携を含む)
- ・ 休館日の災害等への対応体制

(ウ) 防災業務の実施に当たっては、次の内容に留意すること。

- ・ 札幌国際交流館利用者の安全を最優先で確保すること。
- ・ 職員の安全、近隣住民への対応や関係機関との連携協力に十分に配慮すること。
- ・ 開館中に災害等が発生した場合に、職員が必要な初動対応及び連絡等を行える状況を維持すること。
- ・ 開館中を除く時間帯に災害等が発生した場合に、必要な連絡体制及び損害、被害の確認を行う体制を確立していること。

(エ) 利用者等の急な傷病に適切に対応できるよう、近隣の医療機関との連携体制や職員による応急救護体制を確立していること。

(オ) 消防法(昭和23年法律第186号)に規定される防火管理者ないし防災管理者の選任、消防計画の策定及びその実施を通じて、消防法及び関係法令に規定される防火管理又は防災管理を徹底すること。

(消防法により、JICA北海道とリフレサッポロは統括防火管理者の選任が義務付けられており、隔年で指定管理者は防火管理者となる。)

3 事業の計画及び実施に関する業務

札幌国際交流館の設置目的を達成するための事業を企画・立案し、実施する。

(1) スポーツ・文化活動等を通じた国際交流に関する事業の実施

「市民と外国人がスポーツ、文化活動等を通じて相互理解及び親善を深めることによ

り国際交流を推進し、もって札幌市の国際化に資する」という施設の設置目的の達成に向け、スポーツ・文化活動等を通じた国際交流事業を実施する（国際交流イベント、講習会、研修会、発表会、サークル活動等）。

◇要求水準

- (ア) スポーツ・文化活動を通じた国際交流に関する事業を合計年 10 回以上行う。
- (イ) 国際交流事業については、次のような内容を含むこと。
 - ・参加者の国際交流に対する関心を高める内容であること
- (ウ) 初年度の目標参加人数は 1,200 人とする。なお、2 年度目以降については、初年度の実績に基づき、札幌市との協議により設定した目標値以上の参加者を得ること。
- (エ) 初年度については、国際交流事業の参加者におけるスポーツ・文化活動を通じた国際交流に関する理解度、満足度がそれぞれ 80%以上となることを目標とすること。
なお、指定期間 2 年度目以降については、札幌市と協議のうえ設定した目標値以上の理解度、満足度となること。
- (オ) 受講料等の設定に当たっては、参加しやすい金額とするよう配慮すること。この場合、本市内の他の類似施設の料金設定を参考とすること。

(2) **スポーツ・文化活動等を通じた国際交流に関する情報の収集及び提供に関する業務**

「市民と外国人がスポーツ、文化活動等を通じて相互理解及び親善を深めることにより国際交流を推進し、もって札幌市の国際化に資する」という施設の設置目的の達成に向け、第 1 に挙げた札幌国際交流館の課題を考慮のうえ、スポーツ・文化活動等を通じた国際交流に関する情報の収集及び提供（以下「情報収集等」という）の計画を策定するとともに、当該計画に基づき情報を収集し、広く市民に提供する。なお、この業務は(3)及び5-(1)（広報業務）の内容に重複しない範囲で行うこと。

◇要求水準

情報収集等の計画は、以下の内容を含むものとする。

- ・札幌国際交流館の課題に基づき、収集する必要がある情報の分野及び水準
- ・情報提供の方法（札幌国際交流館の設置目的、機能、課題を踏まえた主たる対象者、地域、媒体）とスケジュール
- ・情報の整理、保管の方法
- ・札幌市個人情報保護条例、その他関係法令に基づく情報取扱の際の留意事項

(3) **スポーツ・文化活動等を通じた国際交流に関する市民の自主的な活動及び交流の支援に関する業務**

「市民と外国人がスポーツ、文化活動等を通じて相互理解及び親善を深めることにより国際交流を推進し、もって札幌市の国際化に資する」という施設の設置目的の達成に向け、スポーツ・文化活動等を通じた国際交流の活動を行う市民及び団体を、情報提供、交流の促進等により支援する。

◇要求水準

- (ア) 活動の PR を希望する団体の情報が、スポーツ・文化活動等の活動に興味や関心のあ
る利用者や、活動団体に入会を希望する利用者にとって容易に入手できること。
 - ・情報の提供方法例：チラシ・パンフレットコーナーの設置、団体案内・相談デスク
の設置
- (イ) スポーツ・文化活動等を通じた国際交流の活動を行う市民及び団体に対して、「スポ

ーツ・文化活動等を通じた国際交流」に関する情報を定期的に提供すること。なお、提供する情報は、情報提供を受ける市民及び団体の希望を反映したものとすること。

(ウ) スポーツ・文化活動等を通じた国際交流の活動を行う各団体による自主的な交流企画事業が、札幌国際交流館において行われること。

(4) その他札幌国際交流館の設置目的を達成するために必要な業務

4 施設の利用等に関する業務

施設の使用申込の受付、使用の承認等、利用料金の収受、その他施設の使用承認等に関する業務を行うとともに、利用の促進、利用率の向上に向けた取組を行う。

(1) 受付業務

札幌国際交流館受付窓口において、施設利用についての案内、施設利用及び物品貸与の申込受付、利用前後の鍵の受け渡し、苦情や問い合わせへの一次対応、その他札幌国際交流館来館者への対応業務を行う。なお、施設の使用承認等に関する業務に関しては、(2)のとおり実施すること。

◇要求水準

(ア) 来館者に受付カウンターであることが容易に理解されるよう必要な表示や案内があること。

(イ) 親切、明朗、公平に対応するなど、接遇について最大限留意すること。

(ウ) 来館者の来館目的に沿い、最短経路での案内を行うこと。また、札幌国際交流館に関する来館者の疑問点に即時に対応すること。

(エ) 施設利用者（使用承認等の申込者を含む）に対しては、施設の利用方法や利用上の留意点など必要かつ十分な案内が行われること。

(オ) 来館者が施設に到着した後は速やかに用件を済ませられるよう配慮すること。

(カ) 受付カウンターでの対応に対する満足度を測定し、当該満足度が、指定期間2年度目以降は札幌市と協議のうえ設定した目標値以上となること。

(2) 使用承認等に関する業務

札幌国際交流館の利用に関して、以下の業務等を行う。

- ・ 条例別表に掲げる施設の使用申込の受付及び使用の承認又は不承認
- ・ 施設の使用に当たって、特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときの当該行為の承認又は不承認
- ・ 使用承認等の条件の変更、施設の使用の停止の命令又は使用承認等の取消し
- ・ 利用料金の収受事務
- ・ 利用料金の減額若しくは免除又は還付に関する事務
- ・ 販売行為等の承認
- ・ 入館の制限その他施設の秩序維持

◇要求水準

(ア) 平等利用を確保すること。

(イ) 使用の承認、不承認は、札幌国際交流館条例、同条例施行規則、同運営要綱に基づき行うこと。

(ウ) 利用料金等の収受を、1-(8)-イにより整備する現金等取扱規定に基づき適切に行うこと。

(エ) 施設が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとする。(第3-2-(8)-ア 参照)

(3) 利用の促進、利用率の向上に関する取組

札幌国際交流館の利用の促進、利用率の向上に関する取組を実施し、目標とする利用者数(利用率)を確保する。

◇要求水準

(ア) 体育室・プールの目標利用人数は下記のとおりとすること。

- ・体育室 23,500 人程度
- ・プール 44,000 人程度

(イ) ライラックホールの稼働率は35%以上とすること(自主事業による利用を含む)。

なお、施設を取り巻く状況等により、十分な取組にも関わらず、目標を下回ることが明らかとなった場合には、必要に応じて目標を見直すこととする。

5 管理業務に付随する業務

上記管理業務に付随する業務を行う。

(1) 広報業務

指定管理者は、札幌市と連携しながら、リーフレット、情報誌の作成・配布、ホームページの開設・更新、その他の必要な施設のPRや情報提供を行う。

◇要求水準

(ア) 各種案内等は利用者が入手しやすい場所に置くこと。

(イ) 各種案内には、札幌国際交流館の利用案内や実施事業の案内等を掲載すること。

(ウ) ホームページには、問い合わせ先(電子メールアドレス及び電話番号)を掲載すること。

(エ) 指定管理者がホームページのアクセス件数を把握できる環境とすること。

(オ) ホームページは、利用者の立場になって、ウェブアクセシビリティ、ユーザビリティの考え方に基づいて管理するとともに、総務省作成の「みんなの公共サイト運用ガイドライン^{※1}」を参考に以下の取組を実施すること。

- ・日本産業規格 JIS_X_8341-3:2016^{※2} の適合レベル AA に準拠^{※3} することとし、1年に1回、試験の実施と公開を行うこと。
- ・ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開(上記 JIS に基づく試験実施後などに、必要に応じて適時改定すること)。
- ・1年に1回、「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表^{※1}」を公開すること。

(カ) ホームページの作成に当たっては、「札幌市公式ホームページガイドライン」を遵守すること。また、ホームページ全体を常時 SSL 対応すること。

※1 総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html) より入手可能。

※2 JIS 規格の改定が行われた場合は、最新の規格に対応すること。

※3 「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会・ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン 2016年3月版 (<https://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/201603/>)」で定められた表記による。

(2) 引継ぎ業務

指定管理者は、指定期間の満了の日までに、必要な事項を記載した業務引継ぎ書等を作成し、新たな指定管理者との間で、速やかに業務引継ぎを行う。又、新旧指定管理者は、業務引継の完了を示す書面を取り交わし、その写しを札幌市に提出する。

◇要求水準

(ア) 引継ぎは、札幌国際交流館利用者の利便性を損なわないよう、新指定管理者、本市と協力して行うこと。

(イ) 引継ぎには、別途札幌市との協議により定める内容を含めること。

(3) その他札幌国際交流館の管理業務に付随する一切の業務

第5 その他

1 自主事業の実施について

指定管理者は、上記の業務の範囲外で、札幌市の承認を得た上で、札幌国際交流館を使用して事業を行うことができる。

(1) 一般的事項

指定管理者が自らの提案に基づき自主興行を実施する場合は、札幌国際交流館の設置目的である「市民と外国人がスポーツ、文化活動等を通じて相互理解及び親善を深めることにより国際交流を推進し、もって札幌市の国際化に資する」を踏まえて計画すること。また、一般の利用を妨げないよう配慮するとともに、市民が利用しやすいような料金を設定すること。

(2) 承認要件

以下の全てに該当すること。

ア 第1で記載した札幌国際交流館の設置目的等及び第4で記載した要求水準の達成に寄与すること。

イ 指定管理者の自己資金で実施するものであること。(指定管理費の流用は原則として認めない。ただし、指定管理者の経営努力による利益と認められる分については、個別に判断するので相談すること)

ウ 収支見込や事業の運営形態において、第4に示す各業務に支障をもたらさないと認められること。

エ 事業実施後は指定管理者による施設の原状復帰が可能なこと。

オ 第三者に損害を与えた場合の損害賠償など、当該事業の実施に伴う一切の責任を指定管理者が負うものであること。

カ 施設運営上の継続性に影響を与えないこと。

キ 下記(5)に示す目的外使用許可が必要な場合、当該許可を受けたものであること。

※ 施設の管理運営とは関わりの無い指定管理者固有の事業等のPR、関連イベント、その他指定管理者固有の事情によると認められる事業等は承認しない。

(3) 自主事業に関する経理

自主事業の収支については、本業務に係る収支と区分して経理すること。複数の自主事業を行う場合は、さらに、事業毎の経理とすること。

なお、この場合、費用については、本業務に係る経費と自主事業に係る経費を明確に

区分できるもの(例:自主事業のみに要する備品費等)はそれぞれ当該事業の費用とし、明確に区分できない費用のうち人件費、団体の一般管理費については本業務及び各事業の規模等に応じて適切に配分して経理すること。

ただし、本業務において当然に発生する備品費、修繕費等の費用については、収支報告書において経理方法を注記することを前提として、費用を配分しないこととして差し支えない。

(4) 承認の取消について

自主事業の実施期間中、事業の実際の状況等から承認要件のいずれかを欠くと認められる場合(承認すべきではない事業と認められた場合を含む)には、承認を取消す。

なお、承認の取消により生じた指定管理者又は第三者の損害について札幌市は責任を負わないので、指定管理者は、自主事業の実施に伴い第三者との取引等を行う場合、当該第三者にその旨を十分説明するとともに、原則として当該第三者が了解したことを書面により確認すること。

(5) 目的外使用許可について

設置目的の範囲を超える自主事業の場合には、札幌市公有財産規則等に基づき、行政財産の目的外使用となることから、札幌市に対し、別途使用許可申請を行う必要がある。

特に、飲食・物販等の事業を行うために必要な施設の設置は行政財産の目的外使用となることから、札幌市に対し、別途使用許可申請を行うとともに、札幌市の定める使用料を支払うこと。(別表3の令和3年度実績参照)

2 改修工事・大規模修繕について

指定管理期間中、札幌市が行う改修工事や大規模修繕のため施設の休館を要する場合がある。改修・修繕計画については札幌市の財政状況により規模や時期が変動するため、別途その都度札幌市より協議を申し入れることとするので、協力すること。

3 映画等の撮影の申し出を受けた場合について

札幌市では、フィルムコミッション事業等を通じて、映像コンテンツを活用した情報発信及び撮影環境整備を促進している。撮影事業者等から、撮影に施設を利用したい旨の申し出があった場合は、積極的に受け入れるとともに、必要に応じ、施設所管部局を通して、一般社団法人さっぽろ産業振興財団に助言及び支援を求めること。

別表 1

管理物件

- 1 施設の名称 : 札幌国際交流館
- 2 施設の所在地 : 札幌市白石区本通 1 6 丁目南 4 - 2 6
- 3 土地 : 面積 4, 4 3 1. 6 5 m² (札幌国際交流館のみの土地面積)
- 4 建物
構造 鉄筋コンクリート造、地下 1 階地上 3 階
建築面積 5, 2 0 8. 9 6 m² (リフレサッポロ全体の建築面積)
延床面積 3, 8 0 8. 9 2 m² (国際交流館のみの延床面積)
主要施設 ライラックホール(200 名可動式観覧席)、プール、体育室
施設平面図 別添のとおり
- 5 設備
電気設備、衛生設備、空調設備、その他の附帯設備
- 6 備品
札幌市が貸与する備品は別表 2 のとおり
- 7 その他
合築施設という特性に鑑み、それぞれの施設が共有する施設、設備等は指定管理者の管理物件とする。
具体的な管理の範囲については、別紙 3 ~ 6 のとおり。

別表 2

札幌国際交流館 備品管理

品名	数	品名	数	品名	数
卓球台	14	長椅子	1	電源制御ユニット	1
卓球フェンス	20	世界時計	1	RGB ケーブル	1
得点板	3	国旗	6	マルチシグナルスイッチャー	1
審判台	1	旗立台	5	収納ラック	1
卓球ネット・支柱	14	ドライヤー	1	プロジェクター	1
卓球用得点板	14	血圧計用テーブル	1	モニター	1
卓球ラケット	20	ソフトバレー用支柱	4	ビデオデッキ	2
ベンチ	9	玉入れかご	4	ポータブル残留塩素計	1
ポリリッシャー	1	ストップウォッチ	2	ワイヤレスマイク	2
AED	2	救急タンカ	1	ダイナミックマイク	5
エクササイズマット	19	救急用ベッド	1	水着用脱水機	2
トレッドミル	3	プールフロアー	25	ワイヤレスマイク受信機	2
シューズロッカー	8	可動式ステージ	1	組立式掲示パネル	13
サイドラック	1	ステップ台	1	水中クリーナー	1
ビデオ	1	巻尺	2	リモートマイクロフォン	2
会議用テーブル	8	監視台	1	ショルダー・エレベーション	1
長椅子	2	ペースクロック	1	チェスト・エクステンション	1
スタッキングチェアー	100	救命用浮き輪	2	アダプター・エクステンション	1
椅子用台車	4	温湿度計	1	ヒップ・フレックス	1
講演台	1	クリーンネット	1	レッグ・エクステンション	1
花台	2	卓球フェンス運搬車	1	レッグ・カール	1
案内板	2	ボール置き台	1		
丸テーブル	10	ボール整理かご	4		
OHP テーブル	1	綱引ロープ	1		
空気入れ	1	綱引ロープ巻取器	1		
事務椅子	3	球技用ネット計測器	1		
掲示板	4	バレーボール用アンテナ	1		
ベンチ	4	バレーボール用キャリア	2		
書架	1	ハンドル	1		
雑誌架	1	ワーキングデスク	1		
パンフレットスタンド	2	円椅子	3		
ハイケース	2	傘立て	3		
平ケース	2	車椅子	3		
ローパーテーション	1	ファイル	1		
椅子	24	屑入れ	5		
テーブル	8	ユニバーサル送信器・受信器	2		
更衣ロッカー	2	RGB 外部入力パネル等	1		

別表 3

目的外使用の使用料等

【令和3年度実績】

(1) 使用料（年額）

- ア コインロッカー（35台）
315,191円
- イ 自動販売機（6台）
102,960円
- ウ フットマッサージ器（1台）
12,607円

(2) 加算料金（年額）

- ア コインロッカー
54,989円
- イ 自動販売機
電気使用量精算メーターにより算定する使用実費分
（令和3年度は133,369円）
- ウ フットマッサージ器
3,403円

別紙 1

札幌国際交流館管理運営業務 業務毎の届出・記録・報告事項一覧

- ・項目欄の記号は、「第 4 業務の内容と要求水準」の各項目に対応している。
- ・業務の全体に関する報告書類については、仕様書「第 4-1- (10) -ウ」によること。
- ・「概要等」欄の記載事項は、各記録・報告事項に含まれる必要のある内容を示す。指定管理者がその他の内容を含んでも差し支えない。
- ・区分欄の「届出」は届出の必要があるもの、「報告」は毎月、毎年の業務終了後に報告・提出するもの、「記録」については、適宜記録し、札幌市が求める場合には閲覧できるよう、保管・整備されている必要があるものを示す。なお、届出、報告の時期等については備考欄を参照すること。
- ・記録の作成については、業務実施方法と併せて合理化・集約等しても差し支えない。ただし、概要欄に記載する内容は必ず記録されること。
- ・これらのほか、業務内容に応じて関係条例等に基づく届出が必要な場合があるので留意すること。
- ・なお、届出、報告された文書等については、札幌市情報公開条例に従い公開されることがある。

[※以下は例示であり、要求水準に従い適宜設定する。]

項目	事項	概要等	区分			備考
			届出	報告	記録	
1 統括管理業務						
(1) 管理運営業務の基本方針						
	基本方針	—	○			変更した場合変更後 4 週間以内に届出
(2) 平等利用の確保						
	平等利用確保の方針		○			変更した場合変更後 4 週間以内に届出
	平等利用確保に向けた取組項目の実施記録	各取組項目の実施状況			○	
(3) 地球温暖化対策及び環境配慮の推進						
ク	省エネルギーに係る業務計画		○			業務開始時に提出 変更した場合、速やかに届出ること。
	エネルギー等使用実績集計・管理票	札幌市環境マネジメントシステム様式 2		○		毎年 5 月 31 日までに報告
	温室効果ガス集計表	札幌市環境マネジメントシステム様式 4		○		毎年 5 月 31 日までに報告
(4) 管理運営組織の確立						
ア	統括責任者	—	○			業務開始時
	組織図	業務分担、指揮命令系統、緊急時の連絡系統、その他が一覧できるもの	○			変更した場合変更後 4 週間以内に届出
イ	職員採用・配置計画	組織に応じた職員の採用、配置計画	○			採用方法、採用時期、職種、必要な資格等について区分 変更した場合変更後 4 週間以内に届出

項目	事項	概要等	区分			備考
			届出	報告	記録	
イ	勤務記録	職員毎の勤務日、勤務時間、休暇日、賃金、その他職員の勤務状況の記録			○	職員の所属部署毎に記録
	勤務記録一覧	職員毎の勤務日数、休暇取得数の一覧			○	月毎、部署毎に集計して作成
ウ	研修計画		○			
	研修等の実施履歴	研修の実施日、内容、参加人数、講師等、その他必要な事項			○	
エ	労働関係法令に関する届出状況	法令上必要な届出の一覧とこれが完了した(又は既に完了している)旨の報告		○		業務開始時及びその後に届出を行った場合に文書により報告
(5) 管理水準の維持向上に向けた取組						
	業務の見直し履歴	業務の見直し方法に基づき行った見直しの経過、結果			○	
(6) 第三者に対する委託業務等の管理						
ア	第三者に対する委託業務一覧表	第三者に対する委託業務の業務名、発注日、契約日、受託事業者名、契約額、見積書を徴収した事業者名と各見積額、履行完了日、指定管理者側の担当責任者、その他特記事項等		○		毎年度終了後に報告
イ	第三者に対する委託業務履歴	第三者に対する委託業務の指揮命令系統、指定管理者が行った指導、指示、検査、確認等の日時、内容、受託者から提出された報告、その他の管理監督の履歴			○	見積書、契約書、その他第三者に対する委託業務契約に関連する文書と併せて整備・保存すること
ウ	協定に関連する契約の相手方が暴力団員又は暴力団関係者であると判明した場合の報告、記録	協定に関連する契約の相手方が暴力団員又は暴力団関係者であると判明した場合の対応等		○	○	直ちに札幌市に報告し、その指示に従って、必要な措置を講ずること また、その対応記録を作成すること
(7) 札幌市及び関係機関との連絡調整等						
ア	協議会の記録	協議会の結果概要(日時、場所、議題、参加者、協議結果、その他)		○		報告後4週間施設において掲示すること
イ	関係機関一覧表	関係機関の一覧	○			少なくとも毎年度一回見直し、変更の場合速やかに届出ること
	関係機関との連絡調整記録	連絡調整の相手、日時、概要等			○	事業日誌に記載

項目	事項	概要等	区分			備考
			届出	報告	記録	
(8) 財務						
ア	予算実行計画書	札幌市に提出した収支計画及び事業計画に対応する月毎かつ事業毎の経費の支出予定	○			毎年度の管理運営業務開始まで
	資金計画書	札幌市からの指定管理費、利用料金収入、その他本業務に充当する資金の月毎の調達計画を記載	○			毎年度の管理運営業務開始まで(予算実行計画書と対応させること)
	資金管理の点検記録	指定管理者の定める方法に従い記録			○	監査報告等によることも可
イ	現金取扱規定	—	○			
(9) 苦情対応						
	苦情への対応手続		○			策定、変更した場合4週間以内に届出
	苦情記録	受付日時、申立者の氏名及び連絡先(可能な場合)、申立の方法、受付者及び所属部署、苦情等の対象部署、苦情の内容、対応の経緯と結果、苦情等の内容に応じた分類、分析		○	○	分類は、指定管理者において適宜設定して差し支えない。
(10) 記録・モニタリング・報告・評価						
	・業務、財務のセルフチェック ・改善計画書の提出	・業務及び財務のセルフチェックの実施とその記録作成及び結果報告。 ・セルフチェックの結果、改善が必要な項目について、改善計画書を提出。	○	○	○	改善計画書を提出した項目については、一定期間後に再度セルフチェックを行いその結果についても報告すること
2 施設・設備等の維持管理に関する業務						
(2) 施設、設備等の維持に関する管理						
ア	清掃日報	・定期清掃：毎日の業務における清掃の従事者、清掃実施時間及び回数、特記事項 ・対応清掃：施設利用者等からの連絡又は要求の受付者(部署)、日時、要求の場所及び内容等、対応時間及び結果 ・廃棄物収集処理：作業の概要等			○	第三者に対する委託により実施した場合、受託者作成の報告に加え、必要な事項を記録(第三者に対する委託業務履歴と併せて保管)することも可 産業廃棄物を処理する場合、関係法令に基づき、必要な記録が行われるとともに作成された帳票が保存されること
	計画清掃の計画		○			
	計画清掃記録	計画清掃を実施した日時、作業内容、作業への従事者、作業の結果に関する特記事項等			○	第三者に対する委託により実施した場合、受託者作成の報告に加え、必要な事項を記録(第三者に対する委託業務履歴と併せて保管)することも可

項目	事項	概要等	区分			備考
			届出	報告	記録	
イ	警備計画		○			
	警備日報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日の業務における従事者、業務概要 ・ 毎日の事故、秩序を乱す行為等への対応状況(施設利用者等からの連絡又は要求があった場合はその受付者、対応の日時、場所、内容等、対応に要した時間) ・ 毎日の開館及び開錠時間、閉館及び施錠時間、施錠時間帯における出入記録、その他開館、閉館に関する特記事項 			○	同上
ウ	保守点検業務記録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保守点検設備等、実施者(受託者等)、実施日時、実施内容、実施結果(部品交換の内容も含む)、各保守点検業務に要した費用 		○	○	第三者に対する委託により実施した場合、受託者作成の報告に加え、必要な事項を記録(第三者に対する委託業務履歴と併せて保管)することも可
エ	破損、故障等の概略	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破損、故障等の連絡又は発見の日時、連絡(発見)者の氏名 ・ 実際の状況を確認した日時 ・ 破損、故障等の概略 		○		報告は遅滞なく行うこと。
	修繕業務実施記録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修繕の実施日、実施者(第三者へ委託した場合は受託者名)及び実施内容、経費 ・ 使用した設計図、完成図等 ・ 原因その他特記事項 ※貸与する施設の図面に該当する部分がある場合にはこれらの図面に反映させること 			○	第三者に対する委託により実施した場合、受託者作成の報告に加え、必要な事項を記録(第三者に対する委託業務履歴と併せて保管)することも可 使用した設計図、完成図等については札幌市に提出
オ	備品の不具合への対応記録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不具合の連絡又は発見の日時、連絡(発見)者の氏名 ・ 実際の状況を確認した日時 ・ 不具合等の概略と対応の結果 			○	
	備品点検の記録	点検者、点検日時、点検対象、点検結果(備品の有無、対応)		○	○	
カ	駐車場管理日報	時間別駐車場利用台数			○	第三者に対する委託により実施した場合、受託者作成の報告に加え、必要な事項を記録(第三者に対する委託業務履歴と併せて保管)することも可

項目	事項	概要等	区分			備考
			届出	報告	記録	
カ	駐車場管理月報	日報の月別集約結果		○		
キ	外構緑地管理日報	作業日時、作業者、作業の概要、その他特記事項		○		同上
(3) 防災業務						
	防災計画		○			
	防災訓練及び職員への研修結果	訓練及び研修の実施日時、概要、参加者数及び参加者の概略		○	○	毎年度の報告に含めて報告
3 事業の計画及び実施に関する業務						
(1) スポーツ・文化活動を通じた国際交流に関する学習機会の提供に関する業務						
	講座実施記録	講座の実施日時、場所、講師、内容、参加者数及び参加者の概略等			○	
(2) スポーツ・文化活動を通じた国際交流に関する情報の収集及び提供に関する業務						
	情報収集等の計画		○			
	情報収集等の結果一覧	・情報収集等の計画に基づき収集した情報、提供の結果概略			○	
(3) スポーツ・文化活動を通じた国際交流に関する市民の自主的な活動及び交流の支援に関する業務						
	団体等に対する情報提供の記録	・提供の内容、提供先等			○	
	交流機会の記録	・交流した団体、交流の概要			○	
	自主的交流事業の概要	・事業の日時、場所、参加団体及び人数、その他			○	
	ボランティア登録状況	・月別登録人数、ボランティアの属性等		○	○	
4 施設の利用等に関する業務						
(1) 受付カウンター業務						
	受付記録	・日時、対応者、対応件数(時間帯毎、要件分類毎)			○	分類は、指定管理者において適宜設定して差し支えない
(2) 使用承認等に関する業務						
	使用承認等に関する記録	・利用状況(一般、JICA 研修員、留学生) ・利用料金集計、減免額 ・団体利用状況、使用承認集計、利用料金集計		○	○	毎月末と毎年度末の報告書に含めて報告
エ	施設が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講じる場合の報告、記録	・同左		○	○	直ちに札幌市に報告し、その指示に従って必要な措置を講じる。また、その対応記録を作成すること

別紙2

業務検査（定例検査）の検査項目

○ 要求水準の達成状況

1 統括管理業務		
(1) 管理運営業務の基本方針		
	ア 管理運営に関する基本方針は定められているか。	<input type="checkbox"/>
	イ 基本方針は、施設の設置目的及び基本的方向性、機能を実現するものとなっているか。	<input type="checkbox"/>
	ウ 基本方針は、市民サービスの向上を図る内容となっているか。	<input type="checkbox"/>
	エ 基本方針は、経費の縮減を図る内容となっているか。	<input type="checkbox"/>
	オ 基本方針の策定にあたっては、施設運営の透明性を確保するよう留意しているか。	<input type="checkbox"/>
(2) 平等利用の確保		
	ア 平等利用を確保する上での方針は定められているか。	<input type="checkbox"/>
	イ 平等利用を確保するための統括責任者を定めているか。	<input type="checkbox"/>
	ウ 統括責任者は自分の役割を理解しているか。	<input type="checkbox"/>
	エ 平等利用を確保するための従事者の心構えは十分か。	<input type="checkbox"/>
	オ 不当な差別的取扱いに該当するおそれのある行為を理解しているか。	<input type="checkbox"/>
	カ 差別的取扱いを発生させない取組を実施しているか。	<input type="checkbox"/>
	キ 上記取組は十分なものであるか。	<input type="checkbox"/>
	ク 上記取組は従事者全員が十分理解して実施しているか。	<input type="checkbox"/>
	ケ 上記取組の実施状況について記録しているか。	<input type="checkbox"/>
(3) 地球温暖化対策及び環境配慮の推進		
	ア エネルギー起源二酸化炭素の削減 管理業務の開始後速やかに工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成 21 年 3 月 31 日経済産業省告示第 66 号)に規定のある各管理標準を定め、札幌市に提出しているか。	<input type="checkbox"/>
	イ 環境配慮の推進（環境マネジメントシステムの運用）	
	(ア) 電気、水道、油、ガス等の使用については、節約に努めているか。	<input type="checkbox"/>
	(イ) ごみの減量に努めているか。	<input type="checkbox"/>
	(ウ) 不要物についてリサイクルに努めているか。	<input type="checkbox"/>
	(エ) 清掃に使用する洗剤等は、環境に配慮したものを使用しているか。	<input type="checkbox"/>
	(オ) 上記洗剤等の使用については、節約に努めているか。	<input type="checkbox"/>
	(カ) 自動車等は、可能な限り環境負荷の少ない車両を使用しているか。	<input type="checkbox"/>
	(キ) 自動車等の運転に際しては、アイドリングストップなど環境に配慮した運転を心がけているか。	<input type="checkbox"/>
	(ク) 管理業務に係る物品及び役務の調達に当たっては、札幌市グリーン購入ガイドラインに従っているか。	<input type="checkbox"/>
	(ケ) 従事者に対し、環境マネジメントに関する研修等を行っているか。	<input type="checkbox"/>

	(コ) 環境マネジメントシステムを通じた環境配慮への取組み結果について、毎年度札幌市に報告しているか。	<input type="checkbox"/>
	(サ) 業務に係る環境法令を確実に遵守できる体制となっているか。	<input type="checkbox"/>
(4) 管理運営組織の確立		
ア 責任者の配置、組織の整備		
	(ア) 管理運営に関する統括責任者を選任し、配置しているか。	<input type="checkbox"/>
	(イ) 統括責任者は、管理運営の基本方針の具体化を始め、札幌市との協議、必要な報告、その他業務全体を統括するとともに、責任を持ち一元的に対応しているか。	<input type="checkbox"/>
	(ウ) 統括責任者に事故ある場合の職務代理者を定めているか。	<input type="checkbox"/>
	(エ) 職務代理者は、統括責任者に事故ある場合に統括責任者の全権限を代理できる者を選任しているか。また、そのような体制を整備しているか。	<input type="checkbox"/>
	(オ) 管理運営を適切に行えるような組織を整備しているか。 業務分担、指揮命令系統、緊急時の連絡系統その他必要な内容を定めているか。	<input type="checkbox"/>
	(カ) 上記組織を一覧できる組織図を作成しているか。	<input type="checkbox"/>
イ 従事者の確保、配置		
	(ア) 管理運営に必要な従事者を、従事者の休暇等の場合も含め業務に支障が生じないように確保しているか。	<input type="checkbox"/>
	(イ) 従事者各人の担当業務を明確にし、適切な担当部署に配置しているか。	<input type="checkbox"/>
	(ウ) 各箇所の配置人員は適当であるか。 ・ 総合案内窓口には、供用時間中常時1名以上を配する体制が確保されているか。 ・ スポーツ棟窓口には、供用時間中常時1名以上を配する体制が確保されているか。 ・ プール監視員は、供用時間中常時2名以上を配する体制が確保されているか。 ・ 清掃員は1名以上を配する体制が確保されているか。 ・ 館長は常勤でいるか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	(エ) 非正規職員から正規職員への転換に向けた取組を実施しているか。(提案があった場合)	<input type="checkbox"/>
ウ 人材の育成(研修・指導教育の実施)		
	(ア) 従事者に対する研修等について実施計画を定めているか。	<input type="checkbox"/>
	(イ) 実施計画には、方針(研修の目的・目指すべき効果等)が定められているか。	<input type="checkbox"/>
	(ウ) 実施計画には、研修等の実施項目、各項目の概要、実施スケジュール等が定められているか。	<input type="checkbox"/>
	(エ) 研修は、実施計画に従って確実に実施されているか。	<input type="checkbox"/>
	(オ) 研修は、次の内容を含んだものとなっているか。 ・ 従事者各人が行うべき業務の内容及び責任 ・ 利用者に対する接遇	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務上遵守すべき関係法令・条例・規則等の規定内容 ・ 防火・防災対策 ・ 環境への配慮（１－（３）－イ－（ケ）と重複） 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	（カ）従事者は研修の内容を十分理解し、業務遂行に生かしているか。	<input type="checkbox"/>
（５）管理水準の維持向上に向けた取組		
	ア 組織内で利用者ニーズ等に係る情報共有の仕組みが構築されているか。	<input type="checkbox"/>
	イ 上記仕組みを活用し、従事者間で積極的に情報交換・情報共有しているか。	<input type="checkbox"/>
	ウ 必要に応じて業務遂行を見直す仕組みを定めているか。	<input type="checkbox"/>
	エ 上記仕組みを活用した利用者ニーズへの柔軟な対応、定期的な業務見直しを行っているか。特に事故防止対策については、改善を含め、日常的に組織的取組を行っているか。	<input type="checkbox"/>
（６）第三者に対する委託（再委託）業務等の管理		
ア 再委託業務等の適正確保		
	（ア）軽微な業務を除き、再委託について札幌市の承認を得ているか。	<input type="checkbox"/>
	（イ）管理運営において、市民サービスの向上が図れるような仕様としているか。	<input type="checkbox"/>
	（ウ）利用者の安全が十分確保される仕様としているか。	<input type="checkbox"/>
	（エ）再委託が指定管理者の責任で行われているものであることについて、受託者の理解を得ているか。	<input type="checkbox"/>
イ 再委託業務の受託者への適切な監督、履行確認		
	（ア）指定管理者側では指揮管理の責任者を、再委託業務の受託者側では再委託業務の実施責任者を定めているか。	<input type="checkbox"/>
	（イ）再委託業務の受託者に対する指揮命令・連絡体制が確立されているか。	<input type="checkbox"/>
	（ウ）再委託業務が適切に行なわれるよう、必要な指導、指示、検査、履行確認を行っているか。	<input type="checkbox"/>
	（エ）再委託業務の受託者に対して、国際交流館の業務を行うために必要な従事者の法令遵守状況及び労働環境（賃金、労働時間、各種保険の加入状況、健康診断の実施状況等）に関わる情報提供を求めているか。	<input type="checkbox"/>
ウ 協定に関連する契約の相手方からの暴力団員又は暴力団関係事業者の排除		
	（ア）暴力団員又は暴力団関係事業者を協定に関連する契約の相手方としないために、必要な対応を行っているか。	<input type="checkbox"/>
（７）札幌市及び関係機関との連絡調整		
ア 札幌市等との連絡調整		
	（ア）運営協議会は設置しているか。	<input type="checkbox"/>
	（イ）運営協議会は指定管理者側の主催・運営により開催されているか。	<input type="checkbox"/>
	（ウ）運営協議会は６カ月に１回以上開催しているか。	<input type="checkbox"/>
	（エ）運営協議会では次の内容について協議等が行われているか。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理業務状況の報告 ・ 業務上の問題点・改善点 ・ 管理業務に係る各種規程類等の策定・改正状況 ・ 協定書において「協議会で協議すること」とされている内容 ・ その他、市民サービスや管理水準の維持向上に向けた取組内容 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

	(オ) 運営協議会の議事は記録しているか。また、要旨を札幌市に確認しているか。	<input type="checkbox"/>
	(カ) 必要に応じて、運営委員会の議事の要旨を施設内に掲示しているか。	<input type="checkbox"/>
イ 関係機関との連絡調整		
	(ア) 利用者団体、地元自治会等関連する団体との連絡調整体制は整備されているか。	<input type="checkbox"/>
	(イ) 関連団体と良好な関係を構築・維持しているか。	<input type="checkbox"/>
	(ウ) 業務の円滑遂行のため、関係機関等の一覧表を作成しているか。また、当該内容を札幌市に確認しているか。	<input type="checkbox"/>
ウ 指定管理者の表示		
	(ア) 指定管理者が行政庁としての行為を行う場合には、指定管理者であることを明らかにしているか。	<input type="checkbox"/>
(8) 苦情対応		
	ア 苦情・要望等への対応手続きについて整備しているか。	<input type="checkbox"/>
	イ 従事者は、対応手続きの内容を理解しているか。	<input type="checkbox"/>
	ウ 苦情・要望等に対応する担当部署を定めているか。また、当該部署の存在を利用者等に対して周知しているか。	<input type="checkbox"/>
	エ 利用者等からの苦情・要望等は、対応手続きに則り、担当部署において適切に対応しているか。	<input type="checkbox"/>
	オ 苦情・要望の担当部署と異なる部署であっても、苦情・要望等の受付は行っているか。その場合には担当部署に引継ぎをしているか。	<input type="checkbox"/>
	カ 市政に関する苦情・要望等を受け付けた場合は、速やかに札幌市に報告しているか。	<input type="checkbox"/>
	キ 札幌市から苦情・要望等処理のための報告・調査依頼等があった場合には適切に対応しているか。また、改善指示・指導に従っているか。	<input type="checkbox"/>
(9) 記録・モニタリング・報告・評価		
ア 記録		
	(ア) 管理業務の実施に関する次の帳簿等を整備しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業日誌（日報） ・ 規程類 ・ 文書管理簿 ・ 各年度の事業計画書及び事業報告書 ・ 収支予算及び収支決算に関する書類 ・ 金銭の出納に関する帳簿 ・ 物品の受払いに関する帳簿 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	(イ) 帳簿等は定められた期間（5年間）保管しているか。	<input type="checkbox"/>
イ 事業等の報告		
	(ア) 年度終了後に、次の報告書類を提出しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該年度の管理業務の実施状況報告書 ・ 当該年度の管理にかかる収支決算書 ・ 当該年度の団体の経営状況を説明する書類 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設についての各種統計書類 ・ 再委託業務一覧表 ・ 防災訓練及び従事者研修結果 ・ 管理業務に係る自己評価の結果 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	(イ) 毎月終了後に、当該月の実施状況報告書を提出しているか。	<input type="checkbox"/>
ウ 札幌市の検査・確認・要請に対する対応等		
	(ア) 管理運営及び経理に関する帳簿等について、札幌市から閲覧・報告・調査を求められた場合には提出しているか。	<input type="checkbox"/>
	(イ) 各種報告書類等の検査、業務検査、財務検査、その他仕様書等に基づく指定管理者が業務を適正に実施しているかの検査、確認に協力しているか。	<input type="checkbox"/>
エ 事業評価		
	(ア) 施設の利用状況、セルフモニタリングの結果等を踏まえ、札幌市が定めるところにより自己評価を行っているか。	<input type="checkbox"/>
	(イ) 自己評価は、統括責任者が中心となり、可能な限り利用者と直接接する従事者の意見等を反映させる方法により行っているか。	<input type="checkbox"/>
	(ウ) 札幌市が行った業務評価について、施設内に掲示しているか。	<input type="checkbox"/>
2 施設・設備等の維持管理に関する業務		
(1) 総括的事項		
ア 利用者等の安全確保、市民サービスの向上への配慮等		
	(ア) 維持管理業務の実施に際して、利用者、近隣住民、従事者その他業務に関連する者の安全は確保されているか。	<input type="checkbox"/>
	(イ) 維持管理業務の実施に際して、施設利用の支障にならないよう配慮するとともに、利用者に対し業務の実施について十分に案内しているか。	<input type="checkbox"/>
	(ウ) 特定の資格を要する作業を実施する場合には、要件を満たす有資格者による作業が行われているか。	<input type="checkbox"/>
	(エ) 拾得物の取扱いは適正に行なわれているか。	<input type="checkbox"/>
	(オ) 災害、救急時の対応は適切か。	<input type="checkbox"/>
イ 連絡体制の確保		
	(ア) 各業務に関して必要な連絡先を利用者に対して案内しているか。また、連絡が必要な場合には、最短時間での連絡が可能な状態となっているか。	<input type="checkbox"/>
	(イ) 開館時間以外であっても、必要な場合には、利用者、地域住民等から従事者に連絡できる体制が確保されているか。	<input type="checkbox"/>
ウ 損害賠償保険の加入		
	次に掲げる内容を補償する損害賠償責任保険に加入しているか。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象 : 施設における維持管理期間中の法律上の賠償責任 ・ 対人補償 : 1億円(1人5,000万円以上) ・ 対物補償 : 1事故300万円以上 ・ 期間 : 指定期間 ・ 特約 : 被保険者を指定管理者、再委託者及び札幌市とし、交差責任担保特約付 	<input type="checkbox"/>
(2) 施設、設備等の維持管理		

ア 清掃業務	
(ア) 日常清掃	
	a 開館日に定期的に清掃を行っているか。 <input type="checkbox"/>
	b 開館前に札幌国際交流館管理業務等仕様書に定める範囲の清掃が完了しているか。 <input type="checkbox"/>
	c 床の状態は次のとおりとなっているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミ、埃、綿ゴミ、紙くず、ガム等が無く、水やその他の液体がこぼれていない。 ・ 埃取りマットに、こびりついた埃、土、シミ等が無い。 ・ 備品等の移動に伴うキズ等がない。 (カーペット素材等) ・ シミ、汚れ跡がない。 ・ 縮み、色落ちが無く、均等な見栄えである。 (御影石貼等ハード素材) ・ 研磨剤その他が、通路や各室内、それぞれの端や隅に残されていない。 ・ 研磨機による傷が付いておらず、全体が同質の光沢である。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	d 壁、天井の状態は次のとおりとなっているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 埃、チリ、糸くず、落書き、クモの巣などが無い。 ・ ポスターの貼付け、備品や機材の設置等による跡がついていない。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	e 窓、ドアの状態は次のとおりとなっているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部、内部のガラスの表面に拭き取り後の縞、汚れなどが無い。 ・ ドア枠やレール等がきれいで、ゴミが無く、チリ、砂、テープの跡やシミなどが無い。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	f その他の施設環境は次のとおりとなっているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各室、通路は片付いており、非常口・非常ドアの利用が妨げられていない。 ・ 不快な臭いがしない。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	g 利用者等から要請があった場合には、要請箇所の清掃を行う体制となっているか。 <input type="checkbox"/>
	h 上記要請があった場合は、担当部署への連絡到達後 10 分以内に業務に着手できる体制となっているか。 (※ 施設の規模等に応じた時間としてください。) <input type="checkbox"/>
	i トイレ等の清掃時には、消耗品の交換も行っているか。 <input type="checkbox"/>
	j 揮発性有機化合物等を含むワックス、芳香剤・消臭剤等の薬剤や日用品は使用していないか。 <input type="checkbox"/>
(イ) 計画清掃	
	a 計画清掃は、清掃計画に基づき、休館日に実施しているか。 <input type="checkbox"/>
	b 清掃計画について、札幌市の承認を得ているか。 <input type="checkbox"/>
	c 床は年 1 回以上実施する計画となっているか。また、材質に応じて適切に洗淨、ワックス塗布等を行っているか。 <input type="checkbox"/>
	d 窓ガラス、サッシは年 1 回以上実施する計画となっているか。(ただし、厚生棟 1 階西側は年 5 回以上) また、煤煙、砂塵等の汚れを除去、洗淨して拭きあげているか。 <input type="checkbox"/>
	e 揮発性有機化合物等を含むワックス、芳香剤・消臭剤等の薬剤や日用品は <input type="checkbox"/>

		使用していないか。	
	イ 廃棄物収集処理		
		(ア) 廃棄物により施設の利用環境、近隣住民の生活環境が悪化していないか。	<input type="checkbox"/>
		(イ) 紙くず、ビン、缶、ペットボトル、生ゴミ等の事業系一般廃棄物は、分別・収集し、所定のごみ集積場に運搬・集積し、札幌市指定の方法により処理しているか。	<input type="checkbox"/>
		(ウ) 収集ゴミを集積場所に保管する際には、分別整理、整頓がされているか。	<input type="checkbox"/>
		(エ) 集積場所はゴミが散乱していたり、悪臭、ねずみや病害虫が発生していないか。	<input type="checkbox"/>
		(オ) 産業廃棄物については、法律に従って適切に保管・廃棄しているか。	<input type="checkbox"/>
		(カ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例及び同条例施行規則、その他の関係法令を遵守しているか。	<input type="checkbox"/>
	イ 警備業務		
		(ア) 警備計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>
		(イ) 警備計画には次の内容を盛り込んでいるか。 ・ 警備員の配置箇所、配置人員及び配置時間 ・ 配置箇所ごとの日常的な業務内容及びスケジュール ・ 緊急時の対応手順	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		(ウ) 警備業法、消防法、労働安全衛生法等の関係法令は遵守しているか。	<input type="checkbox"/>
		(エ) 警備にあたっては、利用者に不快感・威圧感を与えていないか。	<input type="checkbox"/>
		(オ) 警備業務については、17時45分から翌日8時45分までは常駐警備、12月28日の17時15分から翌年1月4日の9時までは常駐警備または機械警備となっているか。ただし、リフレサッポロの利用者が全て退館した後は、機械警備のみとすることができる。また、施設及びその敷地を警備範囲としているか。	<input type="checkbox"/>
		(カ) 施設の鍵は適切かつ厳重に保管・管理しているか。	<input type="checkbox"/>
		(キ) 鍵は複製されていないか。また、鍵の紛失防止対策が明確にされ、かつ、徹底されているか。	<input type="checkbox"/>
		(ク) 施設の秩序維持にあたっては館内を巡視し、以下の対応を行っているか。	
		a 不審者の侵入、利用者への迷惑行為その他の不審な行動、不審物の放置など、施設の秩序をみだす行為等を未然に防止できる体制となっているか。	<input type="checkbox"/>
		b 上記行為等があった場合には適切な対応を行う体制となっているか。	<input type="checkbox"/>
		c 放置物は除去し、避難誘導動線を確認しているか。	<input type="checkbox"/>
		d 各室の施錠は確認しているか。	<input type="checkbox"/>
		e 不要な電灯は消灯しているか。	<input type="checkbox"/>
		f 火の元及び火気器具のスイッチ等を確認しているか。	<input type="checkbox"/>
		(ケ) 事故・災害発生時、非常呼出、防災・防災扉の非常作動、各種警報装置の作動があった場合には適切に対応できる体制となっているか。	<input type="checkbox"/>
		(コ) 利用者等からの緊急通報があった場合には、1分以内に現場に急行できる体制となっているか。	<input type="checkbox"/>
		(サ) 開館、閉館及び出入りの管理にあたっては、以下の対応を行っているか。	

	a	出入口の開錠、施錠について確認及び記録が行われているか。	<input type="checkbox"/>
	b	開館及び開錠時間、閉館及び施錠時間について、利用者に案内が行われているか。	<input type="checkbox"/>
	c	開錠、施錠時間は札幌市との協議のもと、利用者の利便性に配慮したものとなっているか。	<input type="checkbox"/>
	d	事業等の必要に応じて、利用者等の入館・出館は確保されているか。	<input type="checkbox"/>
	e	施錠時間帯の入出館者、時間等は記録しているか。	<input type="checkbox"/>
	(シ)	機械警備システム等の管理は適切に行われているか。	<input type="checkbox"/>
ウ 施設及び設備の保守点検			
	(ア)	施設等が所要の性能を発揮する状態を維持するよう点検しているか。	<input type="checkbox"/>
	(イ)	部品、消耗品等の交換が必要な場合には、速やかに交換しているか。	<input type="checkbox"/>
	(ウ)	施設等の劣化及び損傷を最小限に抑えるとともに、利用者等の安全及び施設等の安全性が確保されているか。	<input type="checkbox"/>
	(エ)	日常的に、次の点検を行っているか。 ・ 外観等の目視点検 ・ 作動状況の点検 ・ 安全性の確認	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	(オ)	定期的に、次の点検を行っているか。 ・ 法令上の点検、検査、調整及び分解整備 ・ 専門事業者による自主点検、検査、調整及び分解整備	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	(カ)	点検の結果、必要がある場合には次の小規模修理を行っているか。 ・ 消耗品および消耗部品の交換 ・ 軽微な機器の調整 ・ 補修	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
エ 修繕			
	(ア)	利用者等から破損、故障等の発生連絡を受けた場合には、5分以内に状況を確認できる体制となっているか。	<input type="checkbox"/>
	(イ)	破損、故障が発生した場合等には、応急処置、修繕費用・期間、原因の調査などを行う体制となっているか。	<input type="checkbox"/>
	(ウ)	破損、故障発生時の対応結果について、遅滞なく札幌市に報告する体制となっているか。	<input type="checkbox"/>
	(エ)	修繕のため第三者と委託契約を締結する場合は原則として複数の団体から見積等を徴しているか。	<input type="checkbox"/>
	(オ)	修繕等については、緊急時を除き、事前に札幌市の承認を得ることとしているか。なお、緊急の場合は、修繕実施後速やかにその概要を札幌市に報告することとしているか。	<input type="checkbox"/>
オ 備品管理			
	(ア)	札幌市が貸与する備品や施設の鍵は、指定管理者と札幌市が結ぶ物品使用貸借契約に基づき、管理されているか。	<input type="checkbox"/>
	(イ)	備品は、所要の性能を発揮する状態を維持するよう管理しているか。	<input type="checkbox"/>

	(ウ) 備品は、常に保守点検、清掃等を行うとともに、不具合が生じた場合は修繕を行う体制となっているか。	<input type="checkbox"/>
	(エ) 利用者等から備品の不具合連絡を受けた場合、5分以内に状況を確認し、修理、説明、代用品の確保、原因の確認など、必要に応じた対応を行う体制となっているか。	<input type="checkbox"/>
	(オ) 備品は指定期間が満了するまでに全件が対象となるよう計画を立て〔(又は)毎年度全件〕、その有無及び状態を点検しているか。	<input type="checkbox"/>
カ 駐車場管理		
	(ア) 利用者が円滑に駐車できるよう必要な案内・誘導を行っているか。	<input type="checkbox"/>
	(イ) 開館日の8時30分から21時15分まで案内・誘導を行っているか。	<input type="checkbox"/>
	(ウ) 入口付近・場内での交通渋滞の未然防止、渋滞が発生した場合の速やかな解消に努めているか。	<input type="checkbox"/>
	(エ) 場内で事故等が発生した場合には、利用者の案内、避難誘導、救護、警察・消防などへの通報等の対応を行う体制となっているか。	<input type="checkbox"/>
	(オ) 事故発生時には速やかに、札幌市に報告し、札幌市との協議の上必要な対応を取る事となっているか。	<input type="checkbox"/>
キ 外構緑地管理		
	次の状態を維持するよう管理しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 倒木はないか。 ・ 防犯上の問題となるような死角が敷地内に生じていないか。 ・ 下草の草丈は15cm以内であるか。 ・ 落ち葉は、近隣に飛散していないか。 ・ 敷地内の側溝、排水枡等は落ち葉、ゴミ等で詰まっていないか。 ・ 薬剤を用いる場合は人体、生態系及び施設・設備機器類に影響の無い方法によっているか。 ・ 作業に伴う路面、縁石、樹木等の損傷は無いか。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(3) 防災業務		
	ア 防災計画を策定しているか。	<input type="checkbox"/>
	イ 防災計画には次の内容を含んでいるか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災業務の実施方針 ・ 災害発生時の統括対応部署とその他の部署における役割分担と連絡体制 ・ 災害被害を最小限に抑えるための防災訓練の内容及び日常対策 ・ 事故による傷病等の想定項目と未然防止策 ・ 事故発生時の対応方法(医療機関との連携等) ・ 休館日における災害等への対応体制 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	ウ 災害等の発生時には、防災計画及び札幌市避難場所運営マニュアルに沿った対応を取れる体制となっているか。	<input type="checkbox"/>
	エ 災害等の発生時には、利用者の安全を最優先で確保する体制となっているか。また、従事者の安全、近隣住民への対応や関係機関との連携協力に十分に配慮した体制となっているか。	<input type="checkbox"/>
	オ 開館中に災害等が発生した場合に、従事者が必要な対応を行える状況を維持する	<input type="checkbox"/>

	ことができる体制となっているか。	
	カ 開館中を除く時間帯に災害等が発生した場合に、必要な連絡体制及び損害、被害の確認を行うことができる体制となっているか。	<input type="checkbox"/>
	キ 災害等の発生時には、発生状況等必要な事項について直ちに札幌市に報告する体制となっているか。	<input type="checkbox"/>
	ク 近隣の医療機関との連携体制や従事者による応急救護体制を確立しているか。	<input type="checkbox"/>
	ケ 消防法第8条に規定される防火管理者及び防災管理者の選任、消防計画の策定及び実施を通じて、関係法令に規定される防火・防災管理を徹底しているか。	<input type="checkbox"/>
3 事業の計画及び実施に関する業務		
(1) スポーツ・文化活動等を通じた国際交流に関する事業の実施に関する業務		
	ア スポーツ・文化活動等を通じた国際交流に関する事業を合計年10回以上開催しているか。	<input type="checkbox"/>
	イ 国際交流に関する事業の内容には次の内容を含んでいるか。 ・参加者の国際交流に対する関心を高める内容であること。	<input type="checkbox"/>
	ウ 初年度については、1,200人、2年度目以降については、初年度の実績に基づき、札幌市との協議により設定した目標値以上の参加者を得ているか。	<input type="checkbox"/>
	エ 国際交流に関する事業の参加者におけるスポーツ・文化活動を通じた国際交流に関する理解度、満足度がそれぞれ80%以上となることを目標としているか。ただし、2年度目以降については、札幌市と協議のうえ設定した目標値とする。	<input type="checkbox"/>
	オ 受講料等は参加しやすい金額となっているか。	<input type="checkbox"/>
(2) スポーツ・文化活動等を通じた国際交流に関する情報の収集及び提供に関する業務		
	ア 情報収集等に係る計画が立てられているか。	<input type="checkbox"/>
	イ 情報収集等の計画には、次の内容を含んでいるか。 ・課題に基づき、収集する必要のある情報の分野及び水準 ・特に重点的に取り組む情報収集分野と収集方法 ・収集する内容から除外すべき情報 ・情報提供の方法（対象者、地域、媒体）とスケジュール ・情報の整理、保管の方法 ・札幌市個人情報保護条例、その他関係法令に基づく情報取扱時の留意事項	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(3) スポーツ・文化活動等を通じた国際交流に関する市民の自主的な活動及び交流の支援に関する業務		
	ア PRを希望する団体の情報が、スポーツ・文化活動等の活動に興味や関心のある利用者や、団体入会を希望する利用者にとって容易に入手できるようになっているか。	<input type="checkbox"/>
	イ スポーツ・文化活動等を通じた国際交流活動を行う市民及び団体に対して、「スポーツ・文化活動等を通じた国際交流」に関する情報を少なくとも年4回以上定期的に提供しているか。	<input type="checkbox"/>
	ウ スポーツ・文化活動等を通じた国際交流活動を行う各団体や地域住民による自主的な交流企画事業が少なくとも年3回以上国際交流館で行われているか。	<input type="checkbox"/>
(4) スポーツ・文化活動等を通じた国際交流に関する相談業務		

	ア 相談者が気兼ねなく相談できる環境となっているか。	<input type="checkbox"/>
	イ 相談申込時を含め、相談者のプライバシーには十分に配慮しているか。	<input type="checkbox"/>
	ウ 相談者には待ち時間5分以内で対応しているか。	<input type="checkbox"/>
4 施設の利用等に関する業務		
(1) 受付カウンター業務		
	ア 受付カウンターであることが容易に理解されるよう表示や案内があるか。	<input type="checkbox"/>
	イ 利用者に対する接遇は最大限留意しているか。	<input type="checkbox"/>
	ウ 利用者の来館目的に沿って、最短経路での案内を行っているか。また、利用者の疑問に即時に対応しているか。	<input type="checkbox"/>
	エ 利用者に施設の利用方法や利用上の留意点などについて、必要かつ十分な案内を行っているか。	<input type="checkbox"/>
	オ 利用者が速やかに用件を済ませられるよう配慮しているか。	<input type="checkbox"/>
	カ 必要に応じて、カウンター要員の増員、待ち時間の案内、待ち行列の整理などの対応を行っているか。	<input type="checkbox"/>
(2) 使用承認等に関する業務		
	ア 使用承認等を行うにあたり、平等利用を確保しているか。	<input type="checkbox"/>
	イ 使用の承認・不承認は、設置条例、同条例施行規則等に基づき行っているか。	<input type="checkbox"/>
	ウ 利用料金等の徴収は、現金取扱いに係る規定に基づき適切に行っているか。	<input type="checkbox"/>
5 管理業務に付随する業務		
(1) 広報業務		
	ア 情報誌は、市内で地域的偏りのないよう配布しているか。	<input type="checkbox"/>
	イ 情報誌には、札幌市の施策に関する情報を掲載しているか。	<input type="checkbox"/>
	ウ ホームページには、問い合わせ先(電子メールアドレス及び電話番号)等を掲載しているか。	<input type="checkbox"/>
	エ 指定管理者がホームページのアクセス件数を確認できる環境としているか。	<input type="checkbox"/>
	オ ホームページは、利用者の立場になって、ウェブアクセシビリティ、ユーザビリティの考え方に基づいて作成・管理するとともに、総務省作成の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を参考に以下の取組を実施しているか。 ・ウェブアクセシビリティ方針の策定、公開 ・日本工業規格 JIS X 8341-3 : 2016 の適合レベル AA への準拠及び試験の実施と公開 (1年に1回) ・「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」を公開 (1年に1回)	<input type="checkbox"/>
	カ ホームページは、「札幌市公式ホームページガイドライン」を遵守しているか。	<input type="checkbox"/>

○ 自主事業の実施状況

1 承認要件の合致 (全てを満たす必要あり)		
	(1) 内容が、施設の設置目的等及び管理の基準に係る要求水準の達成に寄与するものであるか。	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定管理者の自己資金で実施しているか。	<input type="checkbox"/>
	(3) 収支見込みや事業の運営形態において、指定管理業務に支障をもたらすものでないか。	<input type="checkbox"/>
	(4) 事業実施後、施設の原状復帰が可能であるか。	<input type="checkbox"/>

(5) 第三者に損害を与えた場合など、一切の責任を指定管理者が負うものとしているか。	<input type="checkbox"/>
(6) 施設運営上の継続性に影響を与えるものではないか。	<input type="checkbox"/>
2 実施状況	
(1) 実施内容は承認内容と同一であるか。	<input type="checkbox"/>
(2) 自主事業であることを利用者に対して明示しているか。	<input type="checkbox"/>
(3) 自主事業の一部を第三者に業務委託する場合、事業の責任は指定管理者にあることを明示しているか。また、承認取消に伴い第三者に損害が発生しても札幌市は責任を負わないことを第三者に理解させているか。	<input type="checkbox"/>
(4) 自主事業に係る使用許可は適切に行っているか。また、目的外使用許可が必要な場合は適切に申請しているか。	<input type="checkbox"/>
(5) 目的外使用に係る使用料は適切に納付しているか。	<input type="checkbox"/>

○ 指定管理者団体が雇用している労働者の労働環境の確保

- 1 検査項目は各法令の原則基準に基づき作成しております。団体の規模、労働者の勤務形態、職種等に応じて適用関係が異なるものや、適用特例が設けられているものもありますので、実際の検査実施に際しては、施設の状況に応じて項目を追加・削除、修正してください。
- 2 根拠法令は令和3年4月1日現在の内容によっています。
- 3 凡例は次のとおりです。
 - 労基法 : 労働基準法(昭和22年法律第49号)
 - 契約法 : 労働契約法(平成19年法律第128号)
 - 最賃法 : 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
 - 均等法 : 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)
 - 育介法 : 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)
 - パート・
有期法 : 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)(※1)
 - 高齢法 : 高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)
 - 安衛法 : 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
 - 雇保法 : 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
 - 徴収法 : 労働保険料徴収法(昭和44年法律第84号)
 - 健保法 : 健康保険法(大正11年法律第70号)
 - 厚年法 : 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
 - 労働施策 : 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に
総合推進法 関する法律(旧雇用対策法 昭和41年法律第132号)(※2)

※1 「パート法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）」の改正について

《改正の概要》

- 正規雇用労働者と短時間・有期雇用労働者との間での不合理な待遇差を禁止。
- 新たに有期雇用労働者を対象に追加。

《改正後の名称》

「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」以下、「パート・有期法」という。）

《公布日・施行日》

平成30年7月6日公布、令和2年4月1日施行（中小企業は令和3年4月1日施行）

※2 「労働施策総合推進法（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律）」の改正について

《改正の概要》

○職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して事業主の講ずべき措置等についての義務規定追加。

《公布日・施行日》

令和元年6月5日公布、令和2年6月1日施行

（中小企業は令和4年4月1日から義務化、それまでは努力義務）

【制度及び運用】

1 労働契約・労働条件の明示・労働者名簿		
<p>(1) 次の労働条件を労働者に対して書面により明示しているか。</p> <p>①労働契約の期間</p> <p>②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準</p> <p>③就業場所、業務内容</p> <p>④始業終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業転換に関する事項</p> <p>⑤賃金の決定、計算方法、支払い方法、賃金の締切日・支払日</p> <p>⑥退職（解雇を含む）に関する事項</p> <p>⑦昇給に関する事項（⑦のみ口頭でも可）</p> <p>※労働者が希望した場合、FAXや電子メール、SNS等でも明示が可能（平成31年4月1日改正）</p>	<p>労基法 § 15</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>
<p>(2) 次の労働条件を定めている場合については、労働者に対して明示（口頭でも可）しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退職手当に関する事項 ・ 臨時に支払われる賃金、賞与などに関する事項 ・ 労働者に負担させる食費、作業用品その他に関する事項 ・ 安全衛生に関する事項 ・ 職業訓練に関する事項 ・ 災害補償、業務外の傷病扶助に関する事項 ・ 表彰、制裁に関する事項 ・ 休職に関する事項 	<p>労基法 § 15</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>
<p>(3) ア 期間の定めのある労働契約を締結する場合について、3年(※)を超える期間契約を締結していないか。</p> <p>※ 専門業務、満60歳以上の労働者との契約は5年、期間限定事業に係る契約は業務完了までの期間とすることが可能</p>	<p>労基法 § 14</p>	<p><input type="checkbox"/></p>
<p>イ 期間の定めのある労働契約が通算して5年を超えて繰り返し更新された労働者から申込みがあった場合、有期の契約を無期に転換しているか。（無期転換ルール）</p>	<p>契約法 § 18</p>	<p><input type="checkbox"/></p>
<p>ウ パート・有期契約労働者と通常の労働者との間で、期間の定めがあることを理由に不合理に労働条件を相違させていないか。</p> <p>（令和3年4月1日、中小企業にも適用拡大）</p>	<p>パート・有期法 § 8</p>	<p><input type="checkbox"/></p>
<p>(4) 労働者名簿は適正に作成・保存されているか。</p> <p>労働者名簿の記載事項（記録の保存・・・退職日から3年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名 ・ 生年月日 ・ 履歴 ・ 性別 ・ 住所 ・ 従事する業務の種類（常時30人未満の事業場では不要） 	<p>労基法 § 107、 109</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>

<ul style="list-style-type: none"> ・雇入れの年月日 ・退職の年月日及びその事由（退職の事由が解雇の場合はその理由） ・死亡の年月日及びその原因 		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2 就業規則		
<p>(1) 労働者が常時10人以上いる事業場の場合、就業規則は作成しているか。また、作成・変更時に適正な手続(※)がされているか。</p> <p>※常時10人以上の労働者を使用する事業場においては、就業規則を作成し労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴き、労働基準監督署長に届け出なければならない。</p>	労基法 § 89、90	<input type="checkbox"/>
(2) 就業規則は適正な方法で労働者に周知されているか。	労基法 § 106	<input type="checkbox"/>
3 賃金		
<p>(1) 賃金台帳は適正に作成・保存されているか。</p> <p>賃金台帳の記載事項 (記録の保存・・・最後の記入した日から3年間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・性別 ・賃金計算期間 ・労働日数 ・労働時間数 ・時間外、休日労働時間数及び深夜労働の時間数 ・基本給、手当その他賃金の種類ごとにその額 ・賃金控除の額 	労基法 § 108、109	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<p>(2) 賃金は、通貨(※1)で、直接労働者に、全額(※2)を支払っているか。また、毎月1回以上、一定日を定めて支払っているか。</p> <p>※1 法令又は労働協約に別の定めがある場合等を除く。 ※2 法令に別の定めがある場合又は書面による労使協定がある場合を除く。</p>	労基法 § 24	<input type="checkbox"/>
<p>(3) 最低賃金を確保しているか。</p> <p>※ 北海道の最低賃金(地域別賃金)：889円(時間給) 旧)令和3年9月30日まで：861円(時間給) (※ 協定書第8条の2で定めた賃金の最低額が上記を上回る場合は、併せて確認すること。)</p>	労基法 § 28 最賃法	<input type="checkbox"/>
4 労働時間		
(1) 1週間及び1日の所定労働時間は適正であるか。	労基法 § 32	<input type="checkbox"/>
<p>(2) 法定労働時間(1週40時間※特例措置対象事業場は44時間、1日8時間)を超えて労働させている場合又は法定休日に労働させている場合、書面による労使協定(36協定)を締結しているか。</p> <p>締結している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・36協定の内容は適正であるか。 	労基法 § 36	<input type="checkbox"/>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 6 協定の届出は適正か。 ・ 3 6 協定の内容を超えて労働させていないか。 ・ 特別条項付き 3 6 協定を締結している場合、その内容及び運用方法等は適正であるか。 ・ 協定を締結する際の労働者の過半数を代表する者は適正な方法で選出されているか。（過半数を組織する労働組合ある場合除く） ・ 月の時間外労働と休日労働の合計が、毎月 100 時間以上にならないように管理しているか。（※） ・ 月の時間外労働と休日労働の合計について、どの 2～6 か月の平均をとっても、1 月当たり 8 0 時間を超えないように管理しているか。（※） <p>※ 時間外労働+休日労働の上限規制に関する項目で、平成 31 年 4 月 1 日施行（中小企業は令和 2 年 4 月 1 日施行）。</p>		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<p>(3) 1 ヶ月以内の変形労働時間制を採用している場合、就業規則又は書面による労使協定により必要な定めをし、労働基準監督署長に届出しているか。また、勤務日、勤務時間、休日等をシフト表の配布等により、あらかじめ労働者に通知しているか。</p>	<p>労基法 § 32 の 2</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(4) 1 年以内の変形労働時間制を採用している場合、書面による労使協定により必要な定めをし、労働基準監督署長に届出しているか。また、勤務日、勤務時間、休日等をシフト表の配布等により、あらかじめ労働者に通知しているか。</p>	<p>労基法 § 32 の 4</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(5) 協定関係は適正な方法で労働者に周知されているか。</p>	<p>労基法 § 106</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(6) 法定時間外労働、法定休日労働及び深夜業をさせた場合、それぞれ法定割合以上の割増賃金を支払っているか。</p> <p>※法定割増率</p> <p>法定時間外労働 2 5 % (1 月 60 時間超の部分については 50 %</p> <p style="text-align: center;">※中小企業は令和 5 年 3 月 31 日まで適用猶予)</p> <p>法定休日労働 3 5 %</p> <p>深夜業 (午後 1 0 時～午前 5 時) 2 5 %</p>	<p>労基法 § 37</p>	<input type="checkbox"/>
<p>≪深夜業の時間帯に法定時間外労働を行った場合≫</p> <p>深夜業 (2 5 % 増) + 法定時間外労働 (2 5 % 増) = 5 0 % 増</p>		
<p>(7) 割増賃金を計算する際の割増単価の計算方法は適正か。</p>	<p>労基法 § 37</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(8) 労働時間、休憩、休日の適用が除外される管理監督者はいるか。いる場合、その範囲及び判断は適正か。</p>	<p>労基法 § 41</p>	<input type="checkbox"/>
<p>5 休憩</p>		
<p>(1) 労働時間が 6 時間超で 4 5 分以上、8 時間超で 1 時間以上の休憩を労働時間の途中に与えているか。</p>	<p>労基法 § 34</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(2) 休憩時間は、自由に利用させているか。</p>	<p>労基法 § 34</p>	<input type="checkbox"/>
<p>6 休日</p>		
<p>(1) 毎週 (原則、日曜日から土曜日) 1 日以上の日、又は 4 週間を</p>	<p>労基法 § 35</p>	<input type="checkbox"/>

通じて4日以上の日（変形休日制）を与えているか。変形休日制の場合、4週間の起算日を就業規則等で明らかにしているか。		
(2) 休日の振替は適正であるか。 ※「振替休日」と「代休」の取扱いに誤りはないか。	労基法 § 35	<input type="checkbox"/>
7 年次有給休暇		
(1) 年次有給休暇は労働者の勤務形態、継続勤務期間及び勤務実績に応じて法定されている日数以上の日数を付与しているか。	労基法 § 39	<input type="checkbox"/>
(2) 年10日以上の日次有給休暇が付与される労働者に対し、年5日の年次有給休暇を取得させることが会社の義務だが、実施されているか。（平成31年4月1日施行）		<input type="checkbox"/>
(3) 年次有給休暇管理簿を作成して取得状況を管理しているか。 ※ 基準日（付与日）、取得日数、取得日などが記載されたもの。		<input type="checkbox"/>
8 労働保険・社会保険（健康保険・厚生年金保険）		
(1) 労働保険（労災保険・雇用保険）の成立手続はされているか。	徴収法	<input type="checkbox"/>
(2) 条件を満たす（※）労働者全員を雇用保険に加入させているか。 ※ 1週間の所定労働時間が20時間以上で31日以上雇用見込みがある労働者 ※ 65歳以上の副業就業者のうち、2つ以上の雇用先で1週間の所定労働時間を合算すると20時間以上となる者が申し出た場合（令和3年4月1日施行）	雇保法	<input type="checkbox"/>
(3) 条件を満たす（※）労働者全員を社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入させているか。 ※ 1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上 ※ 短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用の拡大短時間労働者の要件（以下のいずれにも該当していること） ①週の所定労働時間が20時間以上であること ②雇用期間が1年以上見込まれること ③賃金の月額が88,000円以上であること ④学生でないこと ⑤常時501人以上の企業（特定適用事業所）に勤めていること	健保法 § 48 厚年法 § 27	<input type="checkbox"/>
9 高齢者		
(1) 定年の定めがある場合、60歳以上となっているか。	高齢法 § 8	<input type="checkbox"/>
(2) 定年（65歳未満に限る）の定めがある場合、65歳までの継続雇用に係る措置（※）を設けているか。 ※ 定年引上げ、継続雇用制度の導入、定年廃止のいずれか。	高齢法 § 9	<input type="checkbox"/>
(3) 高齢者の就業機会確保措置として、70歳までの定年引上げ、継続雇用制度の導入、定年廃止、創業支援等措置（継続的な業務委託契約、社会貢献活動に継続的に従事できる制度）のいずれかを講じているか（努力義務）。（令和3年4月1日施行）	高齢法	<input type="checkbox"/>
10 解雇・雇止め		

(1) 解雇制限期間中の労働者を解雇していないか。 【解雇制限期間】 業務上の傷病による休業期間及びその後30日間並びに産前産後休業期間及びその後30日間	労基法 § 19	<input type="checkbox"/>
(2) 解雇する場合、30日以上前に解雇を予告しているか。または、平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払っているか。 ※ 解雇予告の例外あり	労基法 § 20	<input type="checkbox"/>
(3) 一定の者について雇止めをしようとする場合には、少なくとも契約期間満了日の30日前までに予告をしているか。 【一定の者】 3回以上契約を更新し、又は雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務している者（※あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されている者は除く。）	労基法 § 14	<input type="checkbox"/>
11 安全衛生		
(1) 事業所の規模・職種に応じた安全衛生管理体制（※）を確立しているか。 ※ 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者（又は衛生推進者）、産業医の選任、安全委員会、衛生委員会の開催等	安衛法 § 10、11、12、12の2、13、17、18	<input type="checkbox"/>
(2) 労働者に対する健康診断（※）は実施しているか。 ※ 雇入時健康診断 : 労働者の雇入時に実施 定期健康診断 : 1年に1回（ただし、深夜業に従事する労働者は6ヵ月に1回）実施	安衛法 § 66	<input type="checkbox"/>
(3) 健康診断の結果を記録し、労働者に通知しているか。また、当該結果を5年間保管しているか。	安衛法 § 66の3、§ 66の6、§ 103	<input type="checkbox"/>
(4) 健康診断の結果、必要であると認められる場合には、当該労働者について就業場所の変更等の措置を講じているか。	安衛法 § 66の5	<input type="checkbox"/>
(5) 長時間労働者から面接指導の申出があった場合、医師による面接指導を実施しているか。 長時間労働者：1月の時間外・休日労働が100時間超⇒80時間超へ見直し（平成31年4月1日施行）	安衛法 § 66の8	<input type="checkbox"/>
(6) ストレスチェック制度を実施しているか。 ※常時50人未満の事業場は当分の間努力義務	安衛法 § 66の10	<input type="checkbox"/>
(7) 健康管理の観点から、全ての人の労働時間の状況を客観的な方法その他適切な方法により会社が把握しているか。（平成31年4月1日施行）	安衛法 § 66の8の3	<input type="checkbox"/>
12 短時間労働者		
(1) 短時間労働者の雇入れ時に、労基法上の勤務条件明示項目に加え、昇給、賞与、退職手当の有無、相談窓口を书面交付により明示しているか。	パート・有期法 § 6	<input type="checkbox"/>
(2) 職務の内容、人材活用の仕組みが通常労働者と同じ短時間労働者	パート・有期法	<input type="checkbox"/>

について、短時間労働者であることを理由として、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしていないか。	§ 9	
(3) 通常労働者に対して実施する教育訓練で職務の遂行に必要な能力を付与するための訓練は、職務内容同一短時間労働者についても実施しているか。(既に職務に必要な能力を有している者を除く)	パート・有期法 § 11	<input type="checkbox"/>
(4) 通常労働者も利用できる給食施設、休憩室、更衣室について、短時間労働者にも利用の機会を与えるよう配慮しているか。	パート・有期法 § 12	<input type="checkbox"/>
(5) 通常労働者への転換推進のための措置(※)を講じているか。 ※ 次のいずれか。 ・ 通常労働者の募集要綱を短時間労働者に周知 ・ 通常労働者を新たに配置する場合、当該配置希望を申し出る機会を短時間労働者に付与 ・ 通常労働者への転換試験を設ける等の転換推進措置の実施	パート・有期法 § 13	<input type="checkbox"/>
(6) 不合理な待遇差をなくすための規定の整備として、現在の「パートタイム労働法」が新たに <u>有期雇用労働者</u> も対象とした「パートタイム・有期雇用労働法」に改名改正されたことを認識しているか。 (令和2年4月1日施行、 中小企業は令和3年4月1日施行)	パート・有期法	<input type="checkbox"/>
13 妊産婦に対する配慮(母性保護・母性健康管理措置)		
(1) 生理日の就業が困難な女性が請求した場合、休業させているか。	労基法 § 68	<input type="checkbox"/>
(2) 妊産婦(※1)を有害業務(※2)に従事させていないか。 ※1 妊娠中及び出産後1年を経過しない女性 ※2 重量物の取扱い等、妊娠、出産、哺育等に有害な業務	労基法 § 64の3	<input type="checkbox"/>
(3) 産前6週間以内の女性が休業を請求した場合、休業させているか。	労基法 § 65	<input type="checkbox"/>
(4) 産後8週間以内の女性(※)を就業させていないか。 ※ 産後6週間経過後の女性から業務復帰請求があり、かつ、医師が支障ないと認めた場合を除く。	労基法 § 65	<input type="checkbox"/>
(5) 妊娠中の女性が請求した場合、他の軽易業務に転換させているか。	労基法 § 65	<input type="checkbox"/>
(6) 妊産婦が請求した場合、時間外労働、休日労働、深夜業に従事させていないか。	労基法 § 66	<input type="checkbox"/>
(7) 妊娠・出産・産前産後休業の取得、母性健康管理措置を受けたことや育児・介護休業申出をし、又は育児・介護休業をしたこと等を理由として、不利益な取扱いをしていないか。 ※ 不利益取扱いの例 解雇、雇止め、契約更新上限回数の引下げ、退職の強要、労働契約変更の強要、降格、就業環境の阻害、不利益な自宅待機、減給、賞与等の不利益算定、不利益な人事評価	均等法 § 9 育介法 § 10	<input type="checkbox"/>
14 子育て期の労働者に対する配慮		
(1) 1歳未満の子を養育する女性が請求した場合、1日2回各30分以上の育児時間を付与しているか。	労基法 § 67	<input type="checkbox"/>
(2) 1歳までの子(※)を養育する労働者が申し出た場合、育児休業を認めているか。	育介法 § 5~9 の3	<input type="checkbox"/>

※ 両親とも育児休業を取得した場合は1歳2月までの子。また、保育所に入所できない等の場合は1歳半または2歳までの子		
(3) 3歳までの子を養育する労働者(※1)が申し出た場合、所定労働時間の短縮等、所定外勤務の制限(※2)を措置しているか。 ※1 雇用1年未満の労働者等について、書面による労使協定により適用除外とすることが可能 ※2 業務の正常な運営を妨げる場合は制限しないことも可能	育介法 § 23、 § 16 の 8	<input type="checkbox"/>
(4) 小学校就学前の子を養育する労働者(※1)が申し出た場合、子の看護休暇を付与しているか。(※2) ※1 子が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日を付与 ※2 1時間単位での取得が可能(令和3年1月1日施行)	育介法 § 16 の 2、16 の 3	<input type="checkbox"/>
(5) 小学校就学前の子を養育する労働者(※1)が請求した場合、時間外勤務の制限(※2)、深夜業の免除(※3)を行っているか。 ※1 雇用1年未満の労働者等は適用除外 ※2 1月24時間、1年150時間を上限とする。ただし、業務の正常な運営を妨げる場合は請求を拒否することも可能 ※3 業務の正常な運営を妨げる場合は免除しないことも可能	育介法 § 17、 § 19	<input type="checkbox"/>
15 家族を介護する労働者への配慮		
(1) 家族を介護する労働者(※1)が申し出た場合、介護休業(※2)を認めているか。 ※1 期間雇用労働者は、一定の条件あり ※2 対象家族1人につき通算93日(3回まで分割可能)を付与	育介法 § 11～ 16	<input type="checkbox"/>
(2) 家族を介護する労働者が申し出た場合、所定労働時間の短縮等(※)の措置を講じているか。 ※ フレックスタイム制、始業・終業時間の繰上げ・繰下げ、介護サービス利用に係る負担に対する助成等も可 ※ 介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の請求可	育介法 § 23	<input type="checkbox"/>
(3) 家族を介護する労働者(※1)が請求した場合、時間外勤務の制限(※2)、深夜業の免除(※3)を行っているか。 ※1 雇用1年未満の労働者等は適用除外 ※2 1月24時間、1年150時間を上限とする。ただし、業務の正常な運営を妨げる場合は請求を拒否することも可能 ※3 業務の正常な運営を妨げる場合は免除しないことも可能	育介法 § 18、 § 20	<input type="checkbox"/>
(4) 家族を介護する労働者が申し出た場合、介護休暇(※)を付与しているか。 ※ 家族が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日を付与 ※ 1時間単位での取得が可能(令和3年1月1日施行)	育介法 § 16 の 5 ～16 の 7	<input type="checkbox"/>
(5) 家族を介護する労働者が請求した場合、所定外勤務の制限を行っているか。 ※対象家族1人につき、介護終了まで請求可能	育介法 § 16 の 9	<input type="checkbox"/>
16 男女雇用機会均等法		
(1) 募集・採用、配置(業務の区分・権限の付与を含む)・昇進・降	均等法 § 5、	<input type="checkbox"/>

格・教育訓練、一定の福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職の勧奨・定年・解雇・労働契約の更新について、性別を理由とする差別をしていないか。	§6	
17 ハラスメントの防止・対策		
(1) パワーハラスメント対策、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策及びセクシュアルハラスメント対策		
ア ハラスメントの内容及び防止方針、行為者への厳正な対処方針及び対処の内容を定め、労働者に周知しているか。	均等法・ 育介法・ 労働者総合施策推進法	<input type="checkbox"/>
イ 相談窓口を設置し、相談（苦情含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しているか。		<input type="checkbox"/>
ウ ハラスメント発生時の対応手順、被害者に対する適正な配慮の措置、行為者に対する適正な措置及び再発防止措置を実施しているか。		<input type="checkbox"/>
エ 職場における妊娠・出産等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置を講じているか。		<input type="checkbox"/>
オ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を労働者に周知しているか。		<input type="checkbox"/>
カ 相談、協力等を理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め、労働者に周知しているか。		<input type="checkbox"/>

その他

1 源泉徴収票、市税通知書、健康保険証等、事業主を通じて労働者に配布する文書は遅滞なく配布しているか。	<input type="checkbox"/>
2 労働者の給料、健康診断結果等の個人情報については、厳正な管理を行っているか。	<input type="checkbox"/>

○ 市民アンケートの結果

利用者アンケート調査結果において、次の項目ごとの基準を超えているか。 <ul style="list-style-type: none">・ 総合満足度について 85%・ 従事者の接遇に関する満足度について 85%	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
--	--

財務検査の検査項目

○ 現金・有価証券の取扱い

1 管理体制の整備		
(1) チェック・牽制機能		
	ア 経理担当者（現金を取り扱う担当者）は、必要最小限、かつ、複数名としているか。	<input type="checkbox"/>
	イ 経理担当者以外の者が現金を取り扱っていないか。	<input type="checkbox"/>
	ウ 経理担当者について、定期的に人事異動させているか（同一人物が長期間に渡り担当していないか。）。	<input type="checkbox"/>
	エ 帳票、帳簿等の点検は、必ず複数名で行っているか。	<input type="checkbox"/>
	オ 未収金等の督促は、入金担当以外の者が行っているか。	<input type="checkbox"/>
	カ 経理責任者による経理事務の監査は、形式的なチェック（書面への押印のみ等）となっていないか。適正に行われているか。	<input type="checkbox"/>
	キ 内部監査の実施等、定期的な全体チェックを行っているか。	<input type="checkbox"/>
	ク 必要に応じて税理士、公認会計士からの専門的助言を受けることができる体制となっているか。	<input type="checkbox"/>
	ケ 外部監査等への依存を過剰なものとし、内部チェック機能が形骸化していないか。	<input type="checkbox"/>
(2) 会計基準等の整備		
	ア 各種会計基準（公益法人会計基準、社会福祉法人会計基準等）は導入しているか。	<input type="checkbox"/>
	イ 団体の会計規程類は策定・整備されているか。	<input type="checkbox"/>
	ウ 現金出納簿、総勘定元帳その他の簿記帳簿類を備えているか。また、適切に記帳されているか。	<input type="checkbox"/>
	エ 会計事務の電算化を進めて、可能な限り現金を直接取り扱うことのない仕組み（銀行取扱の法人向けネットバンキングの導入等）づくりを行っているか。	<input type="checkbox"/>
	オ 直接、現金を取り扱う職員数を少なくする仕組み（利用券等の自動販売機の導入等）づくりを行っているか。	<input type="checkbox"/>
	カ 指定管理業務を行うに当たっては、指定管理者が行っている他の事業と経理を明確に区分し、年度ごとに収支その他経理に関する記録等を整備しているか。	<input type="checkbox"/>
	キ 指定管理業務に係る経費の収支については、独立した預金口座により管理しているか。	<input type="checkbox"/>
2 現金収納関係事務		
(1) 現金の収納		
	ア 現金による収入があったときは、必ず領収書を交付しているか。	<input type="checkbox"/>
	イ 現金と領収書（控）の金額とは一致していることを確認しているか。	<input type="checkbox"/>
	ウ 自動販売機等について、売上金回収、つり銭補充等、現金を取り扱う際には、複数人で対応しているか。	<input type="checkbox"/>
	エ 領収書を発行しない場合（自動販売機、コイン式コピー機等）は、ジャーナル等と売上金の照合を行っているか。	<input type="checkbox"/>
(2) 収納した現金の払込み		

ア	現金を収納したときは、原則として収納日の翌日までに金融機関に払い込んで いるか。収納した現金を長期間金庫で保管しているようなことはないか。	<input type="checkbox"/>
イ	現金と収入伝票の金額とは一致していることを確認しているか。	<input type="checkbox"/>
ウ	収入伝票の金額と預金通帳の入金額とは一致していることを確認しているか。	<input type="checkbox"/>
エ	現金の払込みの際の領収書は、適正に保管されているか。	<input type="checkbox"/>
(3) 現金出納簿の整備等		
ア	現金出納簿は、加除式ではなく、連番された固定式のものを使用しているか。	<input type="checkbox"/>
イ	現金出納簿は、会計年度ごとに締め切っているか。	<input type="checkbox"/>
ウ	記載すべき事由の発生の都度、証拠書類又は計算書等に基づき正確に記載してい るか。記載をまとめて行っていないか。	<input type="checkbox"/>
エ	現金取扱責任者等が保管する現金の現金現在高は、現金出納簿残高現金欄と一致 しているか。	<input type="checkbox"/>
オ	記載事項の訂正は適正に行われているか。	<input type="checkbox"/>
カ	収入金の日計表を記帳し、日計表記載額と現金の一致を確認しているか。	<input type="checkbox"/>
キ	毎月末には月計を、2か月以上にわたるときは累計を付けているか。	<input type="checkbox"/>
ク	現金出納員等の引継ぎについて、適切な対応（引継年月日の記入、引継者双方の 署名押印等）を行っているか。	<input type="checkbox"/>
ケ	現金出納簿は、関係書類とともに、毎月1回以上、権限のある上司等の確認・検 査を受けているか。	<input type="checkbox"/>
コ	支出に関する伺等の決裁文書と現金出納簿ほかの経理簿等に記載された金額は 一致しているか。	<input type="checkbox"/>
サ	小口現金、つり銭準備金等の種別ごとに現金出納簿等を整備し、適切に記帳して いるか。	<input type="checkbox"/>
3 事務室等での現金等の保管		
(1) 現金等の保管		
ア	小口現金、つり銭準備金等、事務室等で保管する現金は金庫に保管しているか。	<input type="checkbox"/>
イ	金庫は常時施錠されており、金庫の鍵は厳重に保管されているか。	<input type="checkbox"/>
ウ	金庫の鍵の管理者は、経理担当者とは別の者としているか。	<input type="checkbox"/>
エ	小口現金とつり銭準備金等を混同せずに保管し、小口現金として、その限度額を 超過してつり銭準備金等を使用していることはないか。	<input type="checkbox"/>
オ	金庫に何が保管されているか把握しているか。	<input type="checkbox"/>
カ	金庫に保管されている現金等の現在高は、管理簿冊に記載されている現在高と一 致しているか。	<input type="checkbox"/>
キ	一時的な預かり金等についても原則、現金出納簿により管理しているか。なお、 簿外管理とする場合には金額や預かり期間等について基準が定められているか。	<input type="checkbox"/>
(2) つり銭準備金等の管理		
ア	保有残高は必要最小限の水準まで圧縮しているか。	<input type="checkbox"/>
イ	つり銭準備金、両替用準備金等の種別ごとに現金の受払記録を作成し、それぞ れについて金種表を作成した上で、実査を毎日実施し、権限のある上司の承認を得て いるか。	<input type="checkbox"/>
(3) 領収書等の取扱い		

	ア 領収書は正規のものが用いられているか。	<input type="checkbox"/>
	イ 領収書の受払い及び保管整理は適正に行われているか。	<input type="checkbox"/>
	ウ 領収印の保管及び取扱いは適正に行われているか。	<input type="checkbox"/>
	エ 領収書にあらかじめ綴番号及び連番号を付しているか。	<input type="checkbox"/>
	オ 領収書の一日の使用枚数を記録しているか。	<input type="checkbox"/>
	カ 領収書に必要な事項が正しく記入されているか。また、金額、日付等を不適正に訂正しているものはないか。	<input type="checkbox"/>
	キ 使用済みの原符に欠番はないか。また、書き損じ分は保管されているか。	<input type="checkbox"/>
	ク 使用しなくなった領収書綴は、パンチを入れる等の無効処理がなされているか。	<input type="checkbox"/>
	ケ 領収書発行時には領収書（控）も作成しているか。	<input type="checkbox"/>
	コ 領収済通知書、領収書（控）、申請書等の保管は適正か。	<input type="checkbox"/>
4 銀行等口座の管理		
(1) 預金通帳の取扱い		
	ア 預金通帳の持出・使用にあたっては、管理責任者の承諾を得ているか。また、使用後は速やかに返還し、責任者による内容及び返還の確認を行っているか。	<input type="checkbox"/>
	イ 支出関係帳票の日付・金額等が、預金通帳の日付・金額等と一致しているか。	<input type="checkbox"/>
	ウ 預金通帳に用いる印の保管は適正か。	<input type="checkbox"/>
	エ 預金通帳とこれに用いる印について、同一箇所に保管していないか。	<input type="checkbox"/>
	オ 預金通帳と経理簿等の内容が一致しているか。	<input type="checkbox"/>
(2) 銀行等口座の残高確認		
	ア 口座残高の確認は毎月行われているか。	<input type="checkbox"/>
	イ 通帳残高の確認は通帳原本（可能な場合は、銀行等発行の残高証明書等）によって行われているか。また、月次試算表等とともに、権限のある上司までの確認をとっているか。	<input type="checkbox"/>
5 支出事務における現金取扱い		
(1) 小口現金		
	ア 領収証書等の証拠書類を添付し、支払済の金額に係る支払一覧表を作成しているか。	<input type="checkbox"/>
	イ 保管額、補給方法等に係る基準は定めているか。また、その基準どおり行っているか。	<input type="checkbox"/>
	ウ 取扱項目（科目）の設定をしているか。また、小口現金保管限度額は適正か。	<input type="checkbox"/>
(2) 資金前渡		
	ア 資金前渡により経費を支出する場合に、前渡理由、前渡期間、前渡職員等が明確であるか。	<input type="checkbox"/>
	イ 資金前渡職員は、継続して使用する経費にあつては、出納のつど現金出納簿にこれを記載しているか。	<input type="checkbox"/>
	ウ 精算手続は、一時限りの経費にあつては用務終了後直ちに、証拠書類を添えて翌月の一定日までに、適正に行われているか。	<input type="checkbox"/>
	エ 資金前渡の精算は定められた期間内に行われているか。	<input type="checkbox"/>
	オ 一時限りの経費にあつては、資金前渡を受けた後の事由により、支出予定日に現金の支出ができなかった場合は、前渡期間内であっても、そのまま数日に渡り	<input type="checkbox"/>

	前渡職員が現金保管することなく、一旦返金の上、改めて資金前渡処理を行っているか。	
6 金券類の管理		
(1) 金券等の保管		
	ア 切手、タクシーチケット、SAPICA 等の金券類の購入に際しては、使用時期及び保管高を考慮した上で、必要最小限の枚数にとどめているか。	<input type="checkbox"/>
	イ 金券等の保管責任者には役職者を配しているか。	<input type="checkbox"/>
	ウ 金庫に保管して施錠する等事故防止に十分配慮して的確に行われているか。また、鍵の保管についても問題はないか。	<input type="checkbox"/>
(2) 金券等の使用状況等の確認		
	ア 受払簿・使用簿などの帳簿類を整理し、受払い・使用・返納の都度、指定された責任者の承認を得ているか。また、日々の使用枚数及び金額は、帳簿類の記載と一致していることを確認しているか。	<input type="checkbox"/>
	イ 帳簿類について、毎月 1 回など定期的に経理責任者の確認・検査を受けているか。	<input type="checkbox"/>
7 団体内の部門間における現金等取扱		
	(1) 本部と出先事務所等との間で現金等の受払いを行う際は、現金等の流れを伝票、受払簿等により記録しているか。	<input type="checkbox"/>
	(2) 本部金庫にて出先部門の取扱現金等を保管する場合、その保管状況（受払状況）等に関する記録を残しているか。	<input type="checkbox"/>
	(3) 同一施設内に複数部門が入居し、金庫を共有している場合、金庫の管理を行う部門は 1 箇所とし、それ以外の部門は金庫を開閉できないようにしているか。	<input type="checkbox"/>

○ 契約事務

1 契約についての規程・ルールを定めているか。	<input type="checkbox"/>
2 契約行為は、上記規程・ルールの定めにもとめられているか。	<input type="checkbox"/>
3 契約金額と実際の支払・受領金額は一致しているか。	<input type="checkbox"/>
4 契約金額は不当に高額又は低額なものとなっていないか。	<input type="checkbox"/>
5 契約金額の積算根拠は適正なものとなっているか。	<input type="checkbox"/>
6 権限のある上司の決裁等を必要とする契約について、適切に決裁を受けているか。	<input type="checkbox"/>
7 物品購入契約において、物品の納入確認は契約担当者と別の者が行っているか。	<input type="checkbox"/>
8 未収金が生じている場合、催告を行うなど債権確保のための手段を講じているか。	<input type="checkbox"/>
9 (小額の契約を除き、) 契約書は作成しているか。	<input type="checkbox"/>
10 契約書は、契約期間、業務仕様、業務実績報告、契約金支払方法等必要項目が全て明記された適正なものとなっているか。	<input type="checkbox"/>

○ 従業員給与支給

1 従業員の給与支払いが確保されるような資金計画が立てられているか。	<input type="checkbox"/>
2 就業規則に定められた給与支給日に支払われているか。	<input type="checkbox"/>
3 給料及び各種手当は、規定に基づき、適正に計算された金額が支給されているか。	<input type="checkbox"/>
4 時間外勤務、休日勤務及び深夜勤務の割増賃金は、規定に基づき、適正に計算された金額が支給されているか。	<input type="checkbox"/>
5 給与減額等の金額は、就業規則の定めに基づき、適正に計算されたものとなっているか。従業員の勤怠状況に比して過度な減額となっていないか。	<input type="checkbox"/>
6 給与から控除される税金、社会保険料等の金額は、従業員の給与額に応じて適正に計算されているか。	<input type="checkbox"/>
7 口座払込の場合、従業員本人の名義口座に振り込んでいるか。	<input type="checkbox"/>
8 給与支払者数と雇用従業員数は一致しているか。	<input type="checkbox"/>
9 給与支払明細と支出関係帳票の給与支払金額が一致しているか。	<input type="checkbox"/>
10 給与の追給・戻入があった場合には給与支払明細、支出関係帳票等に適正に反映しているか。	<input type="checkbox"/>
11 年末調整は適正に行われているか。特に、年末調整還付金は遅滞なく従業員に戻しているか。	<input type="checkbox"/>
12 年末再調整の必要がある場合には適切に対応（再計算、税務署への届出、従業員への配布等）しているか。	<input type="checkbox"/>
13 源泉徴収票に記載された給与額、税額、社会保険料額等は正しいか。	<input type="checkbox"/>
14 給与支払報告書、源泉徴収票等の法定調書の提出・届出は適正に行われているか。また、法定調書に記載されている金額と実際の支払給与額は一致しているか。	<input type="checkbox"/>

別紙 3

1 日常清掃の要求水準

(1) 定期清掃

- ア 札幌国際交流館の開館日に定期的に清掃を行い、表 1 の状態が維持されること。
- イ 開館前には、日常清掃業務は完了していること。

(2) 対応清掃

- ア 札幌国際交流館の開館時間中、利用者その他からの連絡等に応じて、清掃を行うこと。
- イ 業務の水準は、表 1 とする。

(3) 共通

- ア トイレの清掃時には、消耗品の交換を行うこと。
- イ 揮発性有機化合物等を含むワックス、芳香剤・消臭剤等の薬剤や日用品は原則として使用しないこと。

(4) 清掃の範囲

- ア 札幌国際交流館全館
- イ リフレサッポロのうち札幌国際交流館以外の部分の一部（詳細は別紙のとおり）

表 1

要素	要求水準	備考（場所等）
床	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ、埃、綿ゴミ、紙くず、ガム等が無く、水やその他の液体がこぼれていない状態であること。 ・埃取りマットに、こびりついた埃、土、シミ等が無いこと。 ・備品等の移動に伴うキズ等がないこと。（カーペット素材等） ・シミ、汚れ跡がないこと。 ・カーペットは縮み、色落ちが無く、均等な見栄えであること。 ・研磨剤、その他のものが、通路や各室内、それぞれの端や隅に残されていない状態を保つこと。 ・研磨機による傷が付いておらず、全体が同質の光沢であること。 	別添清掃の範囲参照
壁、天井	<ul style="list-style-type: none"> ・埃、チリ、糸くず、落書き、クモの巣などが無い状態であること。 ・ポスターの貼り付け、備品や機材の設置等による跡がついていないこと。 	別添清掃の範囲参照
窓、ドア	<ul style="list-style-type: none"> ・外部、内部のガラスの表面に拭き取り後の縞、汚れなどが無い状態であること。 ・ドア枠や、レール等がきれいで、ゴミが無く、チリ、砂、テープの跡やシミなどが無い状態であること。 	別添清掃の範囲参照
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・各室、通路は、片付いていること。また、非常口、非常ドアの利用が妨げられていないこと。 ・不快な臭いがしないこと。 	別添清掃の範囲参照

2 計画清掃の要求水準

- ア 休館日に、表2に示す内容に従い清掃計画を立て、当該計画に基づいた清掃を行うこと。
- イ 揮発性有機化合物等を含むワックス、芳香剤・消臭剤等の薬剤や日用品は原則として使用しないこと。
- ウ 清掃計画については、事前に本市の承認を得ること。

表2

要素	内容・水準	頻度	備考
○床 ・タイルカーペット ・石材、合成樹脂塗床 ・フローリング、御影石貼、塩ビシート	洗浄 洗浄 洗浄、ワックス塗布	年1回	体育等地下1階ホール・通路には耐滑性ワックスを用いる
○窓ガラス ○サッシ	・煤煙、砂塵等の汚れを除去、洗浄し拭き上げること。	年1回 ※厚生棟1階西側ロビーのみ 年5回	

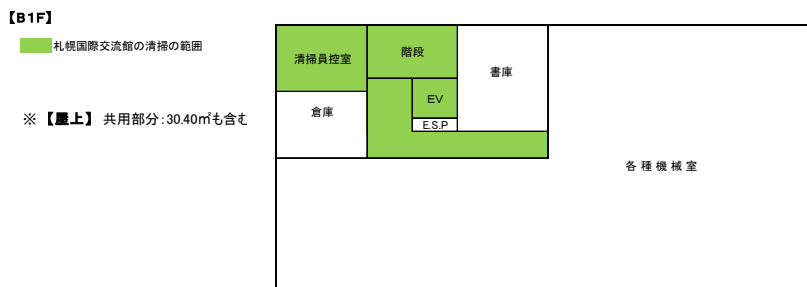
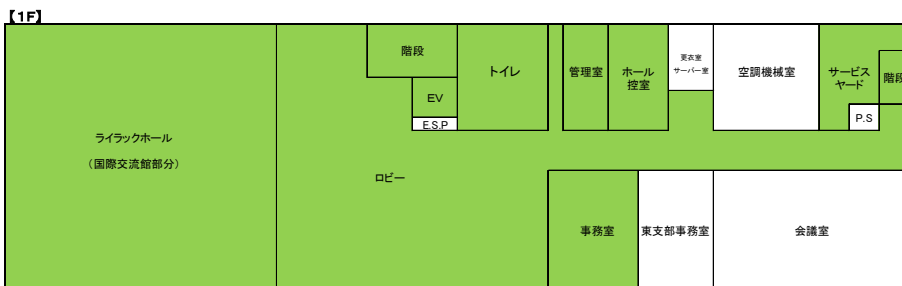
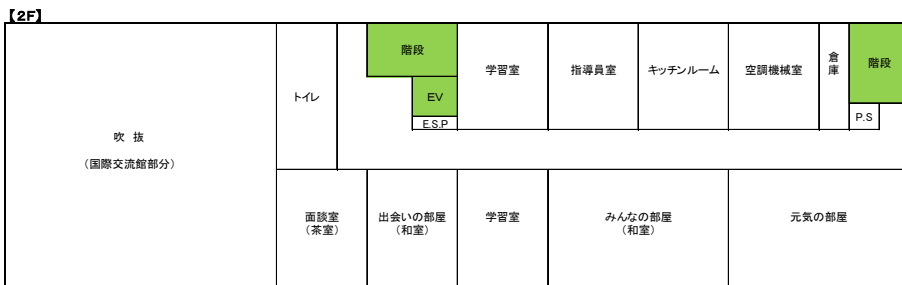
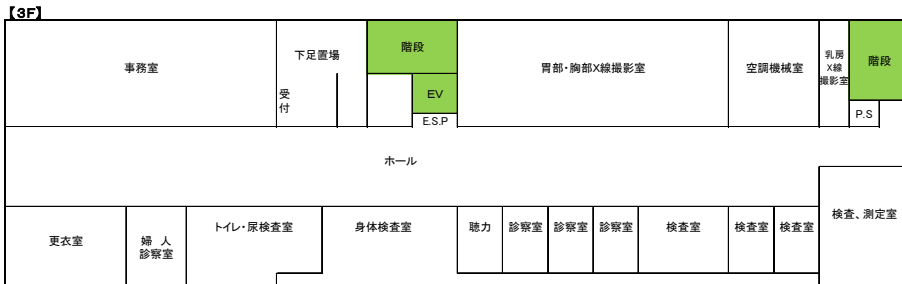
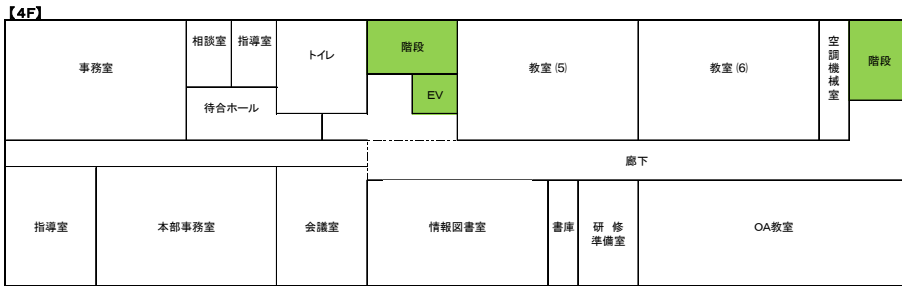
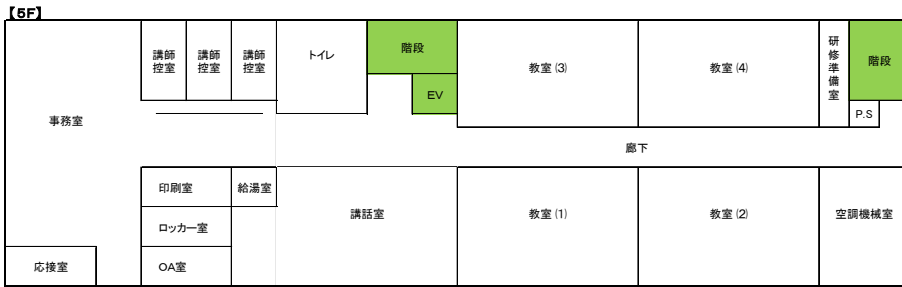
3 廃棄物収集処理の要求水準

- ア 札幌国際交流館の廃棄物により、施設の利用環境、近隣住民の生活環境が悪化しないこと。
- イ 表3に示す内容に従い廃棄物を収集、保管・管理、処理すること。
- ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例及び同条例施行規則、その他の関係法令を遵守すること。
- エ 廃棄物収集処理の委託契約については、リフレサッポロ全体に関し札幌市が契約する。当該委託契約のうち、札幌国際交流館の負担分は札幌市が契約する。

表3

要素	水準	備考
○事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・紙くず、ビン、缶、ペットボトル、生ゴミ等の事業系一般廃棄物は、分別・収集し、所定のごみ集積場に運搬・集積し、札幌市指定の方法により処理すること。 ・収集したゴミを集積場所に保管する際には、分別整理、整頓がされていること。 ・集積場所は、ゴミの散乱、悪臭の発生、ねずみや病害虫の発生が無いこと。 	個人情報保護条例第11条

清掃の範囲



別紙 4

警備業務の標準

1 施設内の秩序維持

ア 館内の巡視により以下の対応等を行うこと。

- ・不審者の侵入、利用者への迷惑行為その他の不審な行動、不審物の放置など、リフレサッポロの秩序をみだす行為等を未然に防止すること。また、当該行為等があった場合には適切な対応を行うこと。
- ・放置物の除去等により避難誘導動線を確保すること。
- ・各室の施錠を確認すること。
- ・節電の観点から不要な電灯は消灯すること。
- ・火器を使用する箇所の火の元及び器具のスイッチ等を確認し、消し忘れを防止すること。

イ 急病、事故、災害発生時、トイレ非常呼出、防災・防災扉の非常作動など各種警報装置の作動があった場合に、適切な対応をすること。

ウ ア、イに関して、利用者、職員その他からの通報があった場合には、1分以内に現場に急行すること。

2 開館、閉館及び出入りの管理

ア 表1に示すとおり出入口が開錠、施錠され、これらについて確認が行われていること。

イ 開館及び開錠時間、閉館及び施錠時間について、利用者に必要な案内が行われていること。

ウ 表1の開錠、施錠時間については、札幌市との協議のもと、利用者の利便性には特に配慮した対応をすること。

また、事業等の必要性に応じて、利用者及び職員の入出館が確保されること。施錠時間帯の入出館者、時間、その他について記録されること。

エ 鍵は複製しないこと。また、鍵の紛失が防止される管理方法が明確化され、徹底されること。

表 1

場所	開錠時間	施錠時間	備考
正面玄関	7 : 30	21 : 15	
職員用玄関	7 : 00	21 : 15	
正面 駐車場 出入口チェーン	8 : 30	21 : 15	

別紙 5

保守点検業務の標準

1 業務の項目

保守点検業務においては、施設等の内容に応じて、以下の点検等を行うこと。

(1) 日常点検

- ア 外観等の目視点検
- イ 作動状況の点検
- ウ 安全性の確認ほか

(2) 定期点検

- ア 法令上の点検、検査、調整及び分解整備
- イ 自主的な専門事業者による点検、検査、調整及び分解整備

(3) 小規模な修理

- ア 消耗品及び消耗部品の交換
- イ 軽微な機器の調整
- ウ 補修ほか

2 業務の標準

下表に記載する内容を標準とすること。

名称	主な業務内容	備考
建築基準法定 定期点検	建築基準法第12条第2項及び第4項に基づ く定期点検を行う (建築物点検：2回、設備点検：年1回)	建築物点検は令和2年度実施 ※外装材の全面的打診は除く
ガスエンジン 発電設備点検	点検整備 年3回※	※1000時間ごとに実施
消防設備点検	消防法第17条3の3に基づく定期点検を 行う (機器点検：6ヶ月に1回、総合点検： 1年に1回)	
自動ドア保守 点検	点検整備 年1回	
放送器点検	点検整備 年1回	
冷温水器点検	点検整備 年1回	
受水槽・温水 発生機・貯湯 槽・予熱槽保 守点検	点検整備 年1回	
空調自動制御 機器点検	点検整備 年12回	

中央監視制御 設備点検	点検整備 年2回	
ろ過装置保守 点検	点検整備 年4回	
水質検査	点検整備 毎日、毎月、毎年	
ホール観覧席 点検	点検整備 年1回	
ホールスクリー ン点検	点検整備 年1回	
ホール音響・ 舞台・照明等 設備保守点検	点検整備 年1回	
体育室照明点 検	点検整備 年1回	
エレベータ点 検（参考）	点検整備 年12回	札幌市が契約する。 札幌国際交流館負担分は札幌市が 負担する。

札幌国際交流館

施設・設備等の維持に関する管理 (標準的内容)

※業務委託の仕様になっているが、指定管理者が直接行う場合もある。

スポーツ棟運營業務仕様書

この仕様書は、委託者が管理する札幌国際交流館スポーツ棟（温水プール及び体育室等）の運営に関する業務を受託した者が遵守しなければならない事項の概要を示すものである。

1 対象施設

所 在：札幌市白石区本通 16 丁目南 4 番 26 号

名 称：リフレサッポロ

2 業務実施日

下記(1)～(3)の日を除く毎日とする。

(1) 12月29日から1月3日までの6日間

(2) 毎月第3月曜日の12日間

(3) 全館停電に伴う休館日の1日間（委託者が指定する日）

ただし、プール監視業務はプール休館日年間12日（全館休館日を含む）を除く。

3 業務体制

(1) 温水プール監視及び衛生管理業務

受託者は、8時45分から21時15分まで、利用者の安全確保に支障をきたさぬよう、適正な人員を配置し業務を行うものとし、温水プールにおける業務を円滑に行うため、次に掲げる職員を確保すること。

ア プール衛生管理士若しくは同等の資格者・研修終了者で実務経験を有する者

イ 体育施設管理士若しくは同等の資格者・研修終了者で実務経験を有する者

ウ 救急法救急員若しくは同等の資格者・研修終了者で実務経験を有する者

なお、監視員は上記ア～ウのいずれかに該当する者を最低1名配置しなければならない。

(2) スポーツ棟受付及び運營業務

受託者は、9時45分から21時15分まで、業務遂行のため適正な人員を配置し、特に、受付業務については、常に最低1名を配置しなければならない。

4 業務内容及び実施要領

(1) 温水プール監視業務に係るもの

ア 監視台監視員

監視台からプール全面を見渡し、危険行為等がないか確認するとともに、溺者発見時は、笛を吹いて他の監視員に知らせ、溺者の位置を指示するか、自身の直近位置にいると判断した場合は自ら救助する。

イ 巡回監視員

(ア) プールサイドを巡回し、プール室内等の監視にあたるが、特に死角の箇所には十分注意する。

(イ) 溺者発見時及びその連絡を受けた場合は、直ちに救助にあたる。

(ロ) 随時水底目視を行い、水底に異物等がある場合は除去する。

(ハ) 監視員は、遺失物の有無を確認し、担当者へ連絡する。

ウ 待機監視員

(ア) 事故発生時に即応できるよう監視員室において待機する。

(イ) 事故発生時には、監視責任者の指示を受け、救助活動に加わる。また、救助活動で

手薄となった部所にあたる。

- (ウ) 軽易な傷病者の手当を行う。
- (エ) その他必要に応じて、利用者の呼び出し及び案内等の館内放送にあたる。

エ 利用者に対する具体的指導及び注意事項

- (ア) 児童（特に小学校3年生以下の者）は、保護者（満18歳以上の者）同伴か否かを見極め、単独で遊泳させない。
- (イ) プールサイドで走らせない。
- (ウ) 原則として飛び込みをさせない。
- (エ) プール内又はプールサイドで物を投げ合う等、危険な行為をさせない。
- (オ) 遊泳中は、水泳帽を着用するよう指導する。
- (カ) 遊泳する前に、プールサイド等で準備運動するよう指導する。
- (キ) 浮き輪、ビート板、ヘルパー等の練習用補助用具以外の物品を携帯しての遊泳をさせない。
- (ク) 水着以外の着衣での遊泳を認めない。
- (ケ) ヘアピン、ネックレス、腕時計等、遊泳中に危害が及ぶ恐れのある物品の使用は禁ずる。
- (コ) 他人に迷惑となる行為（水のかげ合い、悪ふざけ、風紀上好ましくない行為、粗暴な行為等）は禁ずる。
- (サ) 遊泳に先立ち必ずシャワーを使用させる。
- (シ) 原則として、眼鏡の使用しての遊泳は認めない。
- (ス) 休憩時間は設けないので、利用者の安全を確保のため、体調が不十分と認められる利用者には注意する。
- (セ) プール及び付属施設内はすべて禁煙とする（敷地内禁煙）。
- (ソ) プール及び付属施設内は全て一切の飲食を禁ずる（監視員室、更衣室を除く）。
- (タ) プール及び付属備品等の保全に留意する。
- (チ) 専用使用（サークルコース等）の場合、当該コースにあわせて掲示板を置き、コースロープの着脱を行う。
- (ツ) 監視員の交代は必ず監視位置で行い、監視の空白時間がないよう注意する。
- (テ) 終了時はプール内及び更衣室等に残留者がいないことを確認し、消灯する。
- (ト) 救助資材の常置場所を定め、絶えず点検をし、常に使用可能な状態にしておく。
- (ナ) その他実施にあたり、疑問が生じた場合は、委託者・受託者双方の協議により処理する。

オ 事故発生時の処置

- (ア) 直ちに救助にあたるとともに担当者に連絡をとる。
- (イ) 事故者を引き上げ、人工呼吸等の応急措置や保温につとめ、消防救助隊に引き渡すまで救助活動を続ける。
- (ウ) その他遊泳者の整理にあたる。
- (エ) 人工呼吸等の応急措置の際には、次の点に留意する。
 - a 意識の確認、気道確保、人工呼吸を行うと同時に、保温に努める。
また、呼気吹き込み等の順序を正確に行う。
 - b 口の中に異物があるときは、これを取り除き、横向きの姿勢をとらせる。
 - c 蘇生しても人工呼吸以外の事項を中止することなく継続し、安静にしておく。

カ その他の業務

- (ア) 水温、室温、湿度、残留塩素、遊泳人員の各時間の測定
- (イ) 男女各室等の巡視及び簡易清掃
- (ウ) その他統括責任者から指示のあった監視業務に関する事項

キ 監視員の心得

(ア) 総括事項

監視員は、利用者の安全確保を第一義に考え、常に事故を起こさない状況を作り出す事に努め、事故につながるような利用者の行為には厳然たる態度で臨まなければならない。また、不測の事態が発生した場合は、常に冷静かつ迅速に行動して事に対処し、他の利用者の動揺を抑え、二次災害の防止に努めなければならない。

上記のことに留意しつつ、プールが市の施設であるという事を認識し、プールを常に清潔な状態に保つ事はもとより、多くの市民が快適に利用できるよう努めなければならない。

したがって、不用意な言動は厳に慎み、利用者に注意を与える場合であっても、相手の立場を尊重した言葉使いをしなければならない。

(イ) 個別事項

- a 監視員は、公務を遂行するという自覚を持ち、利用者に対して公正な態度で臨まなければならない。
- b 勤務中は、人命救助に関する知識と技能を高めると共に、常に健康な状態で勤務できるよう自身の健康管理に十分注意する。
- c 身の回りの整理整頓に留意し、清潔で快適な働きやすい環境作りに専念する。
- d 事故発生時に備え、連絡指示系統を明確にし、常に念頭におく。
- e プールの私物化は厳に慎む。
- f 監視中、個人的水泳指導は行わない。

(2) プール衛生管理業務に係るもの

- ア プール槽は、始業前にごみの有無を確認し、汚れている場合、水中クリーナーで水底のごみを除去する。壁面に水垢等が付着している場合は、ブラシ等により水洗いする。
- イ プールサイドは、営業時間前後に散水ホース等により毎日清掃する。
- ウ シャワー室、洗面所、採暖室、器具庫等は、汚れた箇所を随時清掃し、常に清潔な状態にする。
- エ 備え付けの器具等は、常に手入れし整理整頓しておく。
- オ その他統括責任者等から指示のあった衛生管理業務に関する事項

(3) スポーツ棟受付及び運営業務に係るもの

- ア スポーツ棟（温水プール及び体育室等）における利用者への案内及び入場券の確認
- イ 自主事業受講者の受付及び受講料の收受等
- ウ 体育室団体利用の際の体育器具貸出、返却の受取
- エ 体育室個人利用の際の体育器具類の設置、収納
- オ トレーニング機器利用者への指導
- カ 体育室使用後の点検
- キ 体育室、ランニングコース、トレーニングコーナー、更衣室、国際交流サロン、地下備品庫の巡視及び簡易清掃
- ク 国際交流サロン、各種雑誌等の整理整頓

ケ 靴・更衣ロッカーの利用に関する簡易な対応（鍵の開閉など）

コ その他統括責任者等から指示のあった運営業務に関する事項

5 業務日誌

受託者は、毎日実施した業務内容について業務日誌に記載し、原則として翌日委託者に提出するものとする。

6 従事者名簿の提出

受託者は、あらかじめ時間割と従業員を記載した従業者名簿を委託者に提出しなければならない。

また、途中で従業者を交替させる場合は、1週間前までに文書で名簿変更の手続きを行わなければならない。

7 用具消耗品

業務の実施に伴う用具消耗品は、特に定めのない限り、受託者の負担とする。

8 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、常に節電、節水、洗剤等の使用など環境に配慮すること。
- (2) 受託者は、保健所等に提出するための資料作成を行う。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、委託者・受託者双方の協議により定めるものとする。

リフレサッポロ温水プール水ろ過装置保守点検業務仕様書

この仕様書は、対象施設に設置されている温水プール水ろ過装置の機能保全及び安全な運転の確保を図り、もって施設の円滑なる業務運営に寄与するため実施する「温水プール水ろ過装置保守点検業務」の概要を示すものである。

1 対象施設

札幌市白石区本通 16 丁目南 4 番 26 号
リフレサッポロ

2 プール水ろ過装置

- | | | |
|------------------|----------|-----|
| (1) ろ過機（自動制御盤含む） | 北海道オリンピア | 2 基 |
| (2) 電解次亜塩素生成ユニット | ニサカ | 1 基 |
| (3) 塩素・凝縮剤装置 | イワキ | 4 基 |
| (4) 薬液タンク | イワキ | 2 基 |
| (5) 残留塩素計及びPH計 | イワキ | 3 基 |

3 業務内容

- (1) 受託者は、別記「点検基準」に基づき、3ヶ月点検を年3回及び精密検査を年1回行うこと。
- (2) 受託者は、作業日に技術者を派遣し、プール水ろ過装置を正常かつ良好な運転状態に保つよう点検作業を行い、点検報告書を委託者に提出すること。
- (3) 委託者から装置の故障の連絡を受けた時は、受託者は速やかに技術者を派遣し、適切な処置を行うこと。

4 修理又は部品の取替えの範囲

通常使用により磨耗した下記機器の構成部品の修理、又は取替えを行うこと。

- (1) ろ過装置
 - ① ろ過槽内上砂交換（珪砂、年1基）
 - ② 電動操作弁作動確認・点検
 - ③ グランドパッキン取替
 - ④ ヘヤーキャッチャー点検
 - ⑤ その他消耗品の取替え
- (2) ろ過自動制御盤
 - ① 計器類動作点検、警報制御確認
- (3) 電解次亜塩素生成ユニット
 - ① 電解槽清掃
 - ② 軟水器清掃
- (4) 塩素・凝縮剤注入ポンプ
 - ① ダイヤフラム交換
 - ② 接液部チャッキ弁交換
 - ③ サイホン阻止弁交換
 - ④ その他消耗品の取替
- (5) 薬液タンク

- ① タンク清掃
- (6) 残留塩素計及びPH計
 - ① 残留塩素計及びPH計の校正
- (7) 関連機器
 - ① 関連機器の作動確認及び点検

5 その他

- (1) 点検作業月及び日時は、委託者の就業時間内を原則とするが、その都度委託者・受託者双方協議のうえ決定する。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、委託者・受託者双方の協議により定めるものとする。

プールろ過装置保守点検基準

機器名称(番号)	仕 様	点 検 測 定 項 目	周 期	
			3 か月毎	年
(1) ろ過機	メーカー名：北海道オリンピア(2基)	外観点検清掃	○	
FW-1、FW-2	タンク内面：エポキシ樹脂塗装	損傷・水漏点検	○	
競泳プール系統	ろ過循環配管：PVC	制御盤面の点検・記録	○	
コンクリート基礎	遠方・手元・自動運転	モーターの異常温度点検	○	
スプリング防振架台	50m ³ /h(ろ過ポンプ・1時間当たり能力)	機器設置ボルト締付点検	○	
	3φ×200v×5.5kw(1台あたり)	グラウンドパッキンの締付点検	○	
	ろ過自動制御盤(運転・故障・進相コンデンサー)			
		定期点検		
		①ろ材の点検		○
		②シーケンサー検索	○	
		③グラウンドパッキンの調整・交換	○	交換
		④自動五方弁リミット調整		○
		⑤その他消耗品の取替		○
		⑥制御盤の点検		○
(2) 電解次亜塩素生成ユニット	メーカー名：ニサカ(1基)	外観点検清掃	○	
		ホースの損傷	○	
		発生量の微調整	○	
		制御盤面の点検・記録	○	
		定期点検		
		①電解槽清掃	○	
		②各接続部の点検	○	
(3) 塩素・凝縮剤装置	メーカー名：イワキ(4基)	外観点検清掃	○	
競泳プール用	電解次亜塩素：30l/min×1.0MPa	エア溜り点検	○	
	凝縮剤装置：28ml/min×1.0MPa	ホースの損傷	○	
		塩素・凝縮剤装置の作動確認	○	

		①ダイヤフラム交換		○
		②接液部チャッキ弁交換		○
		③サイホン阻止弁交換		○
		④その他消耗品の取替		○
(4) 薬液タンク	メーカー名：イワキ（2基）	タンク内清掃		○
	PE製 角型タンク 100L			
(5) 残留塩素計 及びPH計	メーカー名：イワキ（4 基）	センサー掃除	○	
		計器校正（ゼロ・スパン）	○	
		センサー再生	○	
		測定セル点検清掃	○	
		サンプル流量調整	○	
		薬液注入ポンプの点検	○	
		薬液のタンク内の補充	○	

リフレサッポロ温水プール水質検査業務仕様書

この仕様書は、委託者が管理するリフレサッポロ温水プール水の水質検査業務を受託した者が遵守しなければならない事項の概要を示すものである。

1 業務対象施設

所在：札幌市白石区本通 16 丁目南 4 番 26 号

名称：リフレサッポロ

2 業務期間

毎年 1 年間

3 業務内容

(1) 業務箇所

リフレサッポロ温水プール

(2) 毎日検査項目

- ① PH値
- ② 残留塩素

(3) 毎月 1 回検査項目

- ① 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）
- ② 大腸菌
- ③ 濁度
- ④ 一般細菌（温水プール）

(4) 年 1 回検査項目

- ① 総トリハロメタン検査（温水プール）

4 プール水採取箇所

別添略図に従い、以下の要領でプール水等の採取を行うものとする。

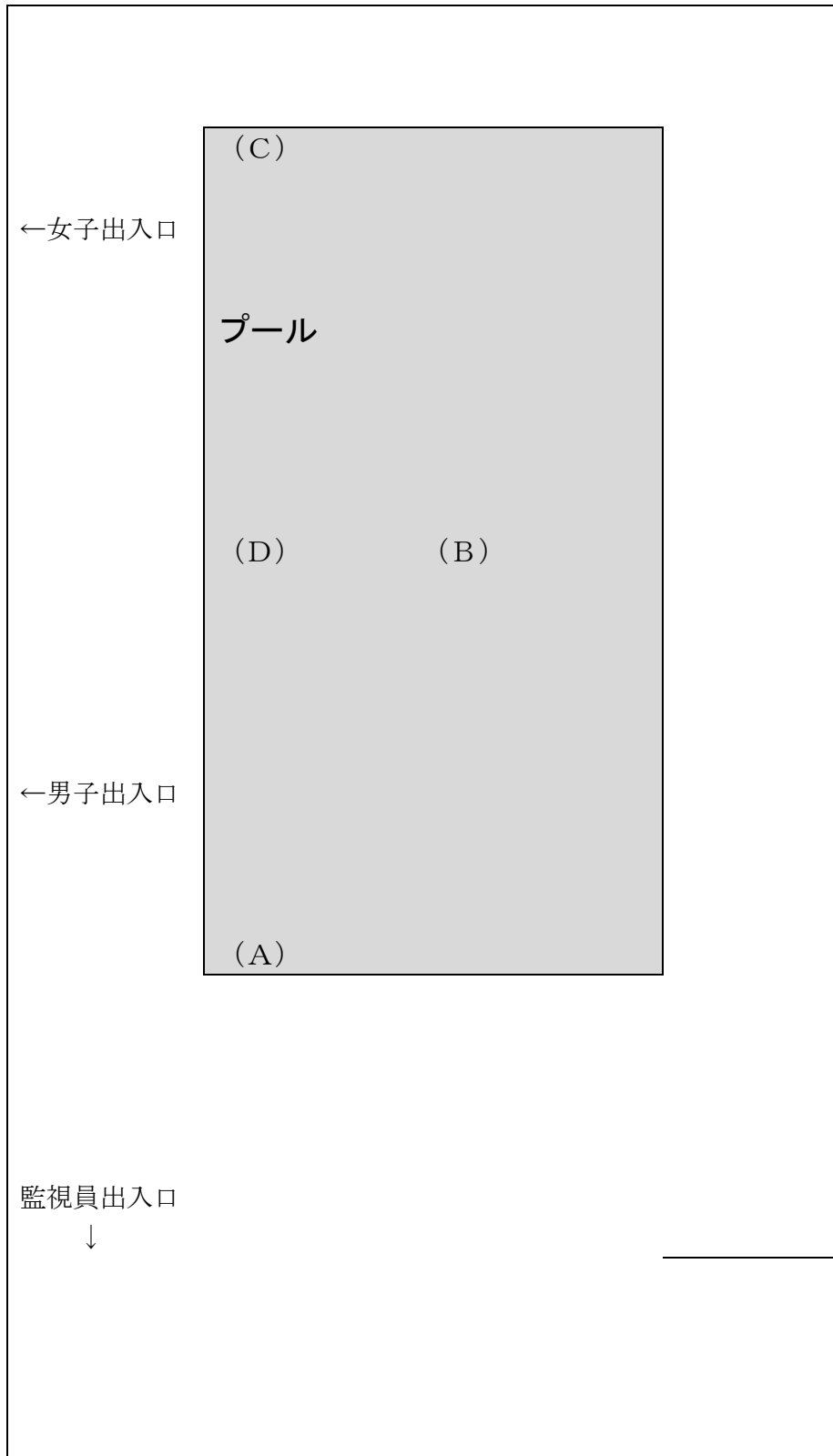
- (1) 上記 3-(2)、(3) : (A) ~ (D) の 4 箇所
- (2) 上記 3-(4)-① : プール内の 1 箇所

5 その他

- (1) 水質検査にあたっては、札幌市プール指導要領（プール維持管理基準）を参照の上、実施すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方の協議により定めるものとする。

【別添】

プール水採取箇所（略図）



リフレサッポロ自動ドア保守点検業務仕様書

この仕様書は、リフレサッポロに設置している自動ドア開閉装置の機能保全及び安全確保を図り、施設の円滑な管理運営に資するために実施する保守点検業務の概要を示すものである。

1 対象施設

所在：札幌市白石区本通 16 丁目南 4 番 26 号

名称：リフレサッポロ

2 業務名

リフレサッポロ自動ドア保守点検業務

3 業務期間

年 1 日程度

4 対象機器の設置場所、機種及び数量

設置場所	製作	機種	数量
男子更衣室	ナブコシステム(株)	DSN-75S	1台
女子更衣室	ナブコシステム(株)	DSN-75S	1台
身障者用更衣室	ナブコシステム(株)	DSN-75S	1台
風除室	ナブコシステム(株)	V-150F	1台
厚生棟ホール	ナブコシステム(株)	V-85F	1台
体育館棟玄関	ナブコシステム(株)	V-85F	1台

5 点検業務内容

(1) 扉・サッシ部

- ①扉の傷の目視点検
- ②ガイドレール内の異物目視点検
- ③扉とサッシ・扉と床面の隙間目視点検・調整
- ④全閉時の戸先隙間の目視点検・調整
- ⑤扉走行時の異音の確認

(2) 懸架部

- ①ハンガーレールの締結ボルト締め付け確認
- ②ハンガーレールの摩耗目視点検、汚損の目視点検・清掃
- ③吊車の摩耗、損傷の目視点検

(3) 駆動部

- ①モーターの締結ボルト締め付け確認
- ②モーターの異音、異熱の有無の確認
- ③防振ゴムの変形確認
- ④ベルト・連結機の張り、摩耗、損傷の確認

(4) 制御装置

- ①制御装置の締結ボルト締め付けの確認
- ②開閉速度の確認
- ③クッション作用の動作確認

- ④開き保持時間の動作確認
- ⑤ストロークの確認
- (5) センサー部
 - ①センサーの締結ビス締め付け確認
 - ②センサーの感知範囲の確認
 - ③センサーの感知動作の確認
 - ④センサーの汚損確認・清掃
- (6) 電気回路
 - ①配線の接続の確認
 - ②電圧の測定絶縁抵抗値の測定
 - ③配線の腐食の確認
- (7) その他確認事項
 - 部品交換、故障修理が発生した場合は、別途有償によるものとする。
- 6 結果報告
 - 受託者は、点検結果について、業務完了後、保守点検結果報告書を作成し、委託者に提出するものとする。
- 7 従事者名簿及び身分証明書
 - 受託者は、あらかじめ当該業務に従事させる者の名簿を委託者に提出し、常時従事者に身分証明書を携帯させるものとする。
- 8 用具及び消耗品等の負担
 - 業務を遂行するために必要な用具及び消耗品等は受託者の負担とする。
- 9 その他
 - この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方の協議により定めるものとする。

ライラックホール音響・舞台・照明等設備保守点検業務仕様書

この仕様書は、ライラックホールの音響設備・舞台設備・照明設備一式などの機能を適切に保持することで、施設の円滑な管理運営に資するために実施する保守点検業務の概要を示すものである。

- 1 対象施設
所在：札幌市白石区本通 16 丁目南 4 番 26 号
名称：リフレサッポロ
- 2 業務名
ライラックホール音響・舞台・照明等設備保守点検業務
- 3 業務期間
年 1 日程度
- 4 対象機器の数量
機器の詳細は仕様書別紙 1 のとおり
- 5 点検業務内容
点検業務の内容は仕様書別紙 1 のとおり
- 6 部品交換、故障修理が発生した場合は、別途有償によるものとする。
- 7 結果報告
受託者は、点検結果について、業務完了後、保守点検結果報告書を作成し、委託者に提出するものとする。
- 8 従事者名簿及び身分証明書
受託者は、あらかじめ当該業務に従事させる者の名簿を委託者に提出し、常時従事者に身分証明書を携帯させるものとする。
- 9 用具及び消耗品等の負担
業務を遂行するために必要な用具及び消耗品等は受託者の負担とする。
- 10 その他
この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方の協議により定めるものとする。

ライラックホール音響設備保守点検業務機器一覧と業務内容

1 AV操作卓一式

- ① ミキサーコンソール 1台
- ② 19型液晶モニター 1台
- ③ リモートカメラコントローラー 1台
- ④ ソリッドステート/CDレコーダー 1台
- ⑤ CDプレイヤー 1台
- ⑥ パワーコントローラー 1台
- ⑦ 端子盤 1台
- ⑧ デジタルマルチスイッチャ 1台
- ⑨ デジタル入力レコーダー 1台
- ⑩ ブルーレイディスクプレイヤー 1台
- ⑪ PoE+ハブ 1台
- ⑫ SDI to HDMI変換器 1台

2 サブ操作卓

- ① 19型液晶モニター 1台
- ② 外部入力パネル 1台
- ③ デジタルマルチスイッチャ 1台
- ④ ブルーレイディスクプレイヤー 1台
- ⑤ リモートコントローラー 1台
- ⑥ 引出しユニット 1台
- ⑦ パワーコントローラー 1台
- ⑧ HDMI分配音声混合・分離機 1台
- ⑨ HDBaseT送信機 1台

3 電力増幅架一式

- ① デジタルワイヤレスチューナー 1台
- ② グラフィックイコライザー 1台
- ③ PAマルチプロセッサ 3台
- ④ デジタルパワーアンプ (メイン・はね返り用) 1台
- ⑤ デジタルパワーアンプ (シーリング・モニター用) 3台
- ⑥ パワーコントローラー 2台
- ⑦ 端子盤ユニット 1台

4 レクチャー卓

- ①レクチャー卓本体 1台

5 スピーカー設備 (天井・メイン) 一式

- ①メインスピーカー 2台
- ②天井スピーカー 9台

- ③ハネ返りスピーカー 2台
- ④モニタースピーカー 2台

6 ワイヤレスアンテナ一式

- ①ワイヤレスアンテナ本体 2台

7 各装置間の配線及び端末設備（マイク・カメラ・リモコン・受光部・端子その他）

点検業務内容

- ① 各機器についての外観確認
- ② 各機器についての動作確認
- ③ 各機器についての各部の点検と調整
- ④ 各機器についての接続・取付の確認
- ⑤ 各機器についての本体清掃

ライラックホール舞台照明等保守点検業務機器一覧と業務内容

1 ボーダーライト一式

- ①フルカラーLED×6連結

2 サスペンションライト一式

- ① サスペンションスポットライト（LED）平凸スポット 6台
- ② サスペンションスポットライト（LED）フレネルスポット 6台
- ③ フライダクト（接地2P20A抜止コンセント12個付） 1台

3 シーリングライト一式

- ① シーリングスポットライト（LED）平凸スポット 12台
- ② フライダクト（接地2P20A抜止コンセント12個付） 1台

4 各照明用調光操作盤一式

- ① 調光制御盤（据置き型） 1台
- ② 調光操作器（壁掛け型） 1台
- ③ 調光操作部（サブ操作卓組込型） 1台

5 その他照明機器一式点検業務内容

- ① 各照明機器についての外観確認
- ② 各照明機器についての点灯確認
- ③ 各照明機器についての各部の点検と調整
- ④ 各照明機器についての接続・取付けの確認
- ⑤ 各照明機器についての本体清掃

ライラックホール舞台幕保守点検装置一覧と業務内容

1 引割幕一式

- ① 引割幕（左右交叉式） 1張
- ② 引割幕用レール装置 1台
- ③ 動力装置（100V0.8A×2台式） 1台

2 バック幕一式

- ① バック幕（左右交叉式） 1張
- ② バック幕用レール装置 1台
- ③ 動力装置（100V0.8A×1台式） 1台

3 各幕用操作盤（壁掛け型、舞台袖上手側）

舞台幕用操作盤 1台点検業務内容

- ① 各部の外観確認
- ② 幕と機器についての動作確認
- ③ 各部の点検と調整
- ④ 各機器についての接続・取付部の確認
- ⑤ 操作盤・ワイヤー部についての本体清掃